

令和 2 年度静岡県地域防災計画新旧対照表

共通対策編	P1-62
地震対策編	P63-118
津波対策編	P119-135
風水害対策編	P136-150
火山災害対策編	P151-172
大火災対策編	P173-177
大規模事故対策編	P178-182

令和 2 年 7 月

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -1	1 共通対策編 第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関	1 共通対策編 第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関	
	機 関 名	機 関 名	
	警察庁関東管区警察局	警察庁関東管区警察局	
	総務省東海総合通信局	総務省東海総合通信局	
	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	
	厚生労働省東海北陸厚生局	厚生労働省東海北陸厚生局	
	厚生労働省静岡労働局	厚生労働省静岡労働局	
	農林水産省関東農政局	農林水産省関東農政局	
機 関 名	機 関 名		
警察庁関東管区警察局	警察庁関東管区警察局		
総務省東海総合通信局	総務省東海総合通信局		同局に昨年度、臨時災害放送局用設備を配備し、地方公共団体等へ貸与することが可能となったため(当該設備の追記)。
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)		
厚生労働省東海北陸厚生局	厚生労働省東海北陸厚生局		
厚生労働省静岡労働局	厚生労働省静岡労働局		
農林水産省関東農政局	農林水産省関東農政局		
ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること		
イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること		
ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること	ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること		
エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること	エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること		
オ 警察通信の確保及び統制に関すること	オ 警察通信の確保及び統制に関すること		
カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること	カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること		
ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理		
イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理		
ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査		
エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備 の貸与		
オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること		
カ 非常通信協議会の運営に関すること	カ 非常通信協議会の運営に関すること		
ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること		
イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること		
ア 災害状況の情報収集、連絡調整	ア 災害状況の情報収集、連絡調整		
イ 関係職員の派遣	イ 関係職員の派遣		
ウ 関係機関との連絡調整	ウ 関係機関との連絡調整		
ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導		
イ 事業場等の被災状況の把握	イ 事業場等の被災状況の把握		
ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導	ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導		
エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導	エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導		
ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること		
イ 応急用食料・物資の支援に関すること	イ 応急用食料・物資の支援に関すること		
ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること	ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること		
エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること	エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること		
オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること	オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること		
カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること	カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること		
キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること	キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること		
ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること	ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること		
ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点	ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>		<p>検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
林野庁関東森林管理局	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること</p> <p>イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること</p> <p>ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>	林野庁関東森林管理局	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること</p> <p>イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること</p> <p>ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>	
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	
経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6</p>	経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。) を除く。)		月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。) を除く。)	
経済産業省 中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること (熱海市、沼津市、三島市、富士宮市 (昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市 (平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること (磐田市、湖西市、浜松市 (平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	経済産業省 中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること (熱海市、沼津市、三島市、富士宮市 (昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市 (平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること (磐田市、湖西市、浜松市 (平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員 (リエゾン) 及び緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員 (リエゾン) 及び緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</p>	国土交通省 東京航空局東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</p>	
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>	気象業務法第2条、地動を追加修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
	海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア 災害予防</p> <p>(7) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</p> <p>(4) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</p> <p>(ウ) 港湾の状況等の調査研究</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(7) 船艇、航空機等による警報等の伝達</p> <p>(4) 船艇、航空機等を活用した情報収集</p> <p>(ウ) 活動体制の確立</p> <p>(エ) 船艇、航空機等による海難救助等</p> <p>(オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</p> <p>(カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</p> <p>(キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</p> <p>(ク) 排出油等の防除等</p> <p>(ケ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</p> <p>(コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</p> <p>(ク) 海上における治安の維持</p> <p>(シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</p> <p>ウ 災害復旧・復興対策</p>	<p>ア 災害予防</p> <p>(7) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</p> <p>(4) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</p> <p>(ウ) 港湾の状況等の調査研究</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(7) 船艇、航空機等による警報等の伝達</p> <p>(4) 船艇、航空機等を活用した情報収集</p> <p>(ウ) 活動体制の確立</p> <p>(エ) 船艇、航空機等による海難救助等</p> <p>(オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</p> <p>(カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</p> <p>(キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</p> <p>(ク) 排出油等の防除等</p> <p>(ケ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</p> <p>(コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</p> <p>(ク) 海上における治安の維持</p> <p>(シ) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</p> <p>ウ 災害復旧・復興対策</p>	
	環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>(削除)</p>	関係機関からの意見を反映
	防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	
共通 -4	2 指定公共機関		2 指定公共機関	
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う
独立行政法人水資源機構	豊川用水水源施設（ダム、頭首工、導水路等）の管理及び補修・改修並びに災害復旧に関すること	独立行政法人水資源機構	豊川用水水源施設（ダム、頭首工、導水路等）の管理及び補修・改修並びに災害復旧に関すること	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考	
日本郵便株式会社 東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。	日本郵便株式会社 東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。	日本赤十字社救護規則等に基づく修正	
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請		
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、 こころのケア 及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項		
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他の災害広報	日本放送協会	気象予警報、災害情報その他の災害広報		
中日本高速道路株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 災害時の輸送路の確保	中日本高速道路株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 災害時の輸送路の確保		
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧		
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社）		
(新 設)	(新設)	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングス エナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送		
					指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧		新		備考
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号） 指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号） 指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の調査及び復旧	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の調査及び復旧	
	電源開発株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 被災施設の調査及び復旧	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 被災施設の調査及び復旧	
	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	
共通 -12	第4節 予想される災害と地域 4 高潮・高波 ○「高潮・高波」については、本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。 ○季節的には8～9月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。 5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○県内で砂防指定地が1,685箇所、地すべり防止区域が189箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,265箇所及び土砂災害警戒区域が16,779箇所（いずれも平成30年度末）指定さ		第4節 予想される災害と地域 4 高潮・高波 ○「高潮・高波」については、本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。 ○季節的には8月～10月にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。 5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○県内で砂防指定地が1,694箇所、地すべり防止区域が189箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,277箇所及び土砂災害警戒区域が18,215箇所（いずれも令和元年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）		前項の「3 風水害」において、台風の接近又は上陸の時期が8月～10月とされていることとの表記の統一 時点更新

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -13	<p>れており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p> <p>○土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所(資料編Ⅱ4-2-6~4-2-8参照)でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>9 複合災害・連続災害</p> <p>○ また、過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震に前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。</p>	<p>(削除)</p> <p>9 複合災害・連続災害</p> <p>○ また、過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。</p>	<p>令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、土砂災害危険箇所についての記載を削除</p> <p>誤字修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考	
共通 -15	第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。	第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、 防災行政無線等の 情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。	<p>(防災基本計画抜粋) ○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <p>・防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。</p>	
	区分	区分		区分
	県防災行政無線施設の改良	県防災行政無線施設の改良		県防災行政無線施設の改良
	通信設備の防災対策	通信設備の防災対策		通信設備の防災対策
	防災関係機関等相互間の通信手段	防災関係機関等相互間の通信手段		防災関係機関等相互間の通信手段
気象観測施設の充足整備	気象観測施設の充足整備	気象観測施設の充足整備		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																								
共通 -16	被災者等への情報伝達手段の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。 	被災者等への情報伝達手段の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 ・県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。 																									
	第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画 (略) 1 防災ヘリコプターの配備 県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。	第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画 (略) 1 防災ヘリコプターの配備 県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機種</td> <td>川崎式BK117C-1型</td> </tr> <tr> <td>座席数</td> <td>11席</td> </tr> <tr> <td>全備重量</td> <td>3,350 kg</td> </tr> <tr> <td>最大速度</td> <td>278 km/h</td> </tr> <tr> <td>特殊装置</td> <td>カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	機種	川崎式BK117C-1型	座席数	11席	全備重量	3,350 kg	最大速度	278 km/h	特殊装置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機種</td> <td>レオナルド式AW139型</td> </tr> <tr> <td>座席数</td> <td>15席</td> </tr> <tr> <td>全備重量</td> <td>4,542 kg</td> </tr> <tr> <td>最大速度</td> <td>309 km/h</td> </tr> <tr> <td>特殊装置</td> <td>カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	機種	レオナルド式AW139型	座席数	15席	全備重量	4,542 kg	最大速度	309 km/h	特殊装置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ	最新の機種情報に更新
区分	内容																										
機種	川崎式BK117C-1型																										
座席数	11席																										
全備重量	3,350 kg																										
最大速度	278 km/h																										
特殊装置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置																										
区分	内容																										
機種	レオナルド式AW139型																										
座席数	15席																										
全備重量	4,542 kg																										
最大速度	309 km/h																										
特殊装置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ																										
共通 -17	なお、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポート(資料編 10-7-1~10-7-4 参照)について、県及び市町は確実に使用ができるよう努めるものとする。	なお、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポート(資料編 10-7-1~10-7-4 参照)について、県及び市町は確実に使用ができるよう努めるものとする。																									
	第4節 防災知識の普及計画 1 普及方法 県及び市町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する県民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。	第4節 防災知識の普及計画 1 普及方法 県及び市町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する県民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育、社会教育を通じての普及</td> <td>災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>職員及び関係者に対する普及</td> <td>防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及</td> <td>県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。</td> </tr> <tr> <td>映画、スライド、講演会等による普及</td> <td>防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。	職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。	ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。	映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育、社会教育を通じての普及</td> <td>災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>職員及び関係者に対する普及</td> <td>防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及</td> <td>県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。</td> </tr> <tr> <td>映画、スライド、講演会等による普及</td> <td>防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。	職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。	ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。	映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。					
区分	内容																										
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。																										
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。																										
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。																										
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。																										
区分	内容																										
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。																										
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。																										
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	県民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。																										
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。																										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
共通 -18	(新設)	(新設)		県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	県民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。	現在県で実施している施策を反映
	3 県の実施事項 (1) 県職員等に対する教育 ○ 県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。			3 県の実施事項 (1) 県職員等に対する教育 ○ 県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。		
共通 -19	教育事項	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項		ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項		方針から目標への変更 マニュアルの名称変更
	区分	内 容	区分	内 容		
	一般的な啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識 カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの		一般的な啓発内容	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識 カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p>シ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p>セ 避難生活に関する知識</p> <p>ソ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p>タ 安否情報の確認のためのシステム</p> <p>チ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 (新設)</p>		<p>飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p>シ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p>セ 避難生活に関する知識</p> <p>ソ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p>タ 安否情報の確認のためのシステム</p> <p>チ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p> <p>ツ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性</p>	<p>移設と表現の適正化(近年、文化財に甚大な被害を及ぼす自然災害や火災が頻発していることを踏まえた修正)</p> <p>関係機関からの意見を反映</p> <p>誤記修正</p> <p>現在県で実施している施策を反映</p> <p>現在県で実施している施策を反映</p>
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。 	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。 	
静岡県地震防災センターによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県地震防災センターは、地震防災に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。 その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。 地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 	静岡県地震防災センターによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。 その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。 地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 	
(新設)	(新設)	静岡県富士山世界遺産センターによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。 	
(新設)	(新設)	ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示等を通じて、静岡県の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。 	
伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発	<p>県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発 ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発 学校でのジオパーク教育を通じた防災教育 ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用 	伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発	<p>県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発 ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発 学校でのジオパーク教育を通じた防災教育 ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考								
社会教育を通じての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。 <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものと </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものと 	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 	社会教育を通じての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 <p>(削除)</p> <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものと </td> </tr> <tr> <td>手段・方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものと 	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 	<p>移設と表現の適正化</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものと 											
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 											
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものと 											
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 											
各種団体を通じての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 <p>(新設)</p>	各種団体を通じての啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。 									
自動車運転者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。 県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。 	自動車運転者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。 県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。 									
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>	防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>									
相談窓口等	<p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理部、各地域局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理部、各地域局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）	相談窓口等	<p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理部、各地域局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理部、各地域局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）	
総括的な事項	危機管理部、各地域局											
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）											
総括的な事項	危機管理部、各地域局											
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考								
共通 -20	<p>(4) 市町防災担当者研修会の実施</p> <p>○ 県は、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修事項</td> <td>ア 気象状況の知識 イ 救急・救出の実務 ウ 非常無線の取扱方法 エ 災害危険箇所に関する知識 オ その他防災に関すること</td> </tr> </table>	研修事項	ア 気象状況の知識 イ 救急・救出の実務 ウ 非常無線の取扱方法 エ 災害危険箇所に関する知識 オ その他防災に関すること	<p>(4) 市町防災担当者研修会の実施</p> <p>○ 県は、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。その際、国が開発する公開用eラーニング等を活用するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修事項</td> <td>ア 気象状況の知識 イ 救急・救出の実務 ウ 非常無線の取扱方法 エ 災害危険箇所に関する知識 オ その他防災に関すること</td> </tr> </table>	研修事項	ア 気象状況の知識 イ 救急・救出の実務 ウ 非常無線の取扱方法 エ 災害危険箇所に関する知識 オ その他防災に関すること	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣官房、内閣府、消防庁等〕は、都道府県や関係省庁の幹部職員を対象とした合同研修や、<u>災害に慣れていない地方公共団体への支援として危機管理・防災責任者を対象とした研修を実施する。</u>また、都道府県及び関係省庁と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、<u>地域が主体となる研修体制の確立を推進するとともに、公開用eラーニングの開発等を行い、国及び地方公共団体の初動対応等の災害対応能力の向上に努めるものとする。</u></p>				
研修事項	ア 気象状況の知識 イ 救急・救出の実務 ウ 非常無線の取扱方法 エ 災害危険箇所に関する知識 オ その他防災に関すること										
研修事項	ア 気象状況の知識 イ 救急・救出の実務 ウ 非常無線の取扱方法 エ 災害危険箇所に関する知識 オ その他防災に関すること										
共通 -22	<p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難誘導體制</p> <p>市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。</p> <p>高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の伝達に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難体制</p> <p>市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。</p> <p>1 避難地・避難路の周知啓発</p> <p>市町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上</p> <p>市町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(1) 避難地</p> <p>①避難地標識等による住民への周知</p> <p>②周辺の緑化の促進</p> <p>③複数の進入口の整備</p> <p>(2) 避難路</p> <p>①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進</p> <p>②落下・倒壊物対策の推進</p> <p>③誘導標識、誘導灯の設置</p> <p>④段差解消、誘導ブロックの設置</p> <p>3 避難所の指定、整備</p> <p>市町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電</p>	<p>避難に関する「避難場所」、「避難所」の概念等の明確化、表現の適正化</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>市町は、災害発生情報、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>避難所及び避難地の指定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 避難地は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 特に避難地と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。 </td> </tr> <tr> <td>防災気象情報の提供</td> <td>国及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、災害発生情報、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	避難所及び避難地の指定	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 避難地は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 特に避難地と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。 	防災気象情報の提供	国及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。		
区分	内容										
マニュアルの作成	市町は、災害発生情報、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。										
避難所及び避難地の指定	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 避難地は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 特に避難地と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。 										
防災気象情報の提供	国及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 県は、災害時に時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。 	<p>源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>① 市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>② 市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>③ 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>④ 市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するため、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>⑤市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>○市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>
避難情報と住民の安全確保措置	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	
	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備をし、状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等）。 	
	避難勧告 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 	
	災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 住民は避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 	
計画の作成及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 市町は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 	<p>(2) 2次的避難所の整備</p> <p>① 福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。 市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 <p>② 2次的避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足 	
避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管 		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
<p>共通 -23</p>	<p>理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。</p> <p>第7節 防災訓練 県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び県民の防災意識の高揚を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。</p>	<p>する場合、速やかにその確保に努める。</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理 (1) 市町 市町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 ①避難所の管理者不在時の開設体制 ②避難所を管理するための責任者の派遣 ③災害対策本部との連絡体制 ④自主防災組織、施設管理者との協力体制 また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。 (2) 学校、病院等の施設管理者 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。 学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。 (3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。 また、県及び市町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発 ・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発するものとする。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。 ・住民は避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>第7節 防災訓練 県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、県民の防災意識の高揚及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。 また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)、「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」等の記載に合わせた修正</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考																															
区分	内容	区分	内容																																
		先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。																																	
総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">(1) 水防</td> <td style="width: 25%;">(2) 消火</td> <td style="width: 25%;">(3) 交通規制</td> <td style="width: 25%;">(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 避難所運営</td> <td>(11) 給水・炊出し</td> <td>(12) 応急復旧</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(13) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧	(13) 遺体措置				<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、県は、総合防災訓練を実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">(1) 水防</td> <td style="width: 25%;">(2) 消火</td> <td style="width: 25%;">(3) 交通規制</td> <td style="width: 25%;">(4) 航空偵察</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路啓開</td> <td>(6) 救出・救護</td> <td>(7) 避難・誘導</td> <td>(8) 通信情報連絡</td> </tr> <tr> <td>(9) 救助物資輸送</td> <td>(10) 避難所運営</td> <td>(11) 給水・炊出し</td> <td>(12) 応急復旧</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(13) 遺体措置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧	(13) 遺体措置				<p>情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔総務省等〕、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、<u>実効性の確保に留意するものとする。</u></p>
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察																																
(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡																																
(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧																																
(13) 遺体措置																																			
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察																																
(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡																																
(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧																																
(13) 遺体措置																																			
県救助作業隊員訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。 これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。 <p>(1) 渡河 (2) 登山 (3) 飯ごう炊飯 (4) 輸送 (5) 荷役 (6) 命令・伝達</p>	県救助作業隊員訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合に、県職員で編成する県救助作業隊は直ちに応急対策を行わなければならない。 これらに従事する者の実際に即した訓練が必要であるため、おおむね次の事項に重点をおき実施する。 <p>(1) 渡河 (2) 登山 (3) 飯ごう炊飯 (4) 輸送 (5) 荷役 (6) 命令・伝達</p>																																
県災害対策本部・方面本部要員訓練の実施	災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び方面本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。	県災害対策本部・方面本部要員訓練の実施	災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び方面本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。																																
非常通信訓練	災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。	非常通信訓練	災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。 この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。																																
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。 	防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。 																																

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
共通 -24 共通 -25	防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。		防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。		
	(略)			(略)			
	第8節 自主防災組織の育成			第8節 自主防災組織の育成			
	(略)			(略)			
4 県民の果たすべき役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、津波等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。 ○ 県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。 		4 県民の果たすべき役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、津波等の防災に関し、県民が果たすべき役割は極めて大きい。 ○ 県民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。 			
	区分	内 容		区分	内 容		
	平常時からの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） (新設) コ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え サ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 シ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分） 		平常時からの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） コ 自動車へのこまめな満タン給油 サ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え シ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ス 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分） 		<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、<u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒</u></p>
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
(略)	(略)	(略)	(略)	防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 表現の適正化
5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 ○ 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 ○ 自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。		5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 ○ 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 ○ 自主防災組織は、県や市町と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。		
区分	内容	区分	内容	
防災知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。 	防災知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。 	
「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。	「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。	
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することよりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。	自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することよりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。	
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。	自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。	
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳	自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳	
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。	防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。	
避難所の運営体制の整備	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに市町及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。	避難所の運営体制の整備	各市町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考	
共通 -27	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練 		
	地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。	地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。	
	第9節 事業所の自主的な防災活動	<p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。</p> <p>ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。</p> <p>イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。</p> <p>ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。</p> <p>エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。</p>	<p>第9節 事業所の自主的な防災活動</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。</p> <p>ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。</p> <p>イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。</p> <p>ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。</p> <p>エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。</p> <p>オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</p>		
区分	内容	区分	内容	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p><u>○事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>災害時のトイレ対策の推進のための修正</p>	
平常時からの防災活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し 	平常時からの防災活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し 		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考		
	防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 			
	事業継続計画（BCP）の取組	事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。	事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。			
共通 -28	第12節 要配慮者支援計画 (略)		第12節 要配慮者支援計画 (略)			
	区分	内容	区分	内容		
	市町の災害時要配慮者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 			
		行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等	
		地域組織	自治会、町内会等	地域組織	自治会、町内会等	
福祉関係、福祉関係団体		民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等		
県の要配慮者支援体制	県は、DCAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。	県の要配慮者支援体制	県は、DCAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。			
避難行動要支援者の把握、名簿の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考	
共通 -30		<p>避難行動要支援者の把握、名簿の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 	重複している記述を削除	
	防災訓練	市町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。	防災訓練	市町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。	
	人材の確保	市町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。	人材の確保	市町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。	
	協働による支援	市町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。	協働による支援	市町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。	
	情報伝達	市町は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。	情報伝達	市町は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。	
	避難支援等関係者等の安全確保	市町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。	避難支援等関係者等の安全確保	市町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。	
	観光客の安全確保	県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。	観光客の安全確保	県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。	
	要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。	要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。	
第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画		第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画			
	実施主体	内 容	実施主体	内 容	
	県	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 <p>(新設)</p>	県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 県は、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の 	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○都道府県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省〕、都道府県及</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
			<p>人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p> <p>・県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p>	<p>び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>○都道府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p>
重要施設の管理者	<p>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>・燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</p>	重要施設の管理者	<p>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるような体制等を強化することとする。</p> <p>・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、震災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>・県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <p>・県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>○国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、3次医療機関等の人命</p>
ライフライン事業者	<p>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。</p> <p>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 (新設)</p> <p>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより震災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p>	ライフライン事業者	<p>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</p> <p>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・電気、通信等のライフライン施設については、震災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより震災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p> <p>・県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -31	<p>第18節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第18節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>県及び市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> <p>○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔各省庁〕は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。また、都道府県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
			<p>間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。</p> <p><u>○国〔経済産業省、総務省、国土交通省〕、都道府県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考											
共通 -33	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>2 県の行う措置 法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき県が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">県の行う措置</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(20) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置</td> </tr> </table>	県の行う措置		(略)	(20) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>(略)</p> <p>2 県の行う措置 法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき県が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">県の行う措置</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(20) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置</td> </tr> </table> <p>○ 上記(20)として行う措置の例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。 ・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 ・国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。 	県の行う措置		(略)	(20) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省等〕、地方公共団体、ライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。</p> <p>○都道府県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</p> <p>○都道府県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国〔経済産業省等〕や電気事業者等が主体的、積極的に調整</p>			
県の行う措置														
(略)	(20) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置													
県の行う措置														
(略)	(20) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置													
共通 -34	<p>5 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法律との関係</td> <td>法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 <p>(新設)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	関係法律との関係	法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。	相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 <p>(新設)</p>	<p>5 この計画を理解し実施するための留意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法律との関係</td> <td>法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td>相互協力</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 ・県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、県及び市町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 ・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	関係法律との関係	法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。	相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 ・県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、県及び市町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 ・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
区分	内容													
関係法律との関係	法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。													
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 <p>(新設)</p>													
区分	内容													
関係法律との関係	法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。													
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 ・県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、県及び市町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 ・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。 													

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
市町の配慮すべき事項	<p>(1)要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、市町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 <p>-----</p> <p>(2)関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。 	市町の配慮すべき事項	<p>(1)要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、市町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 <p>-----</p> <p>(2)関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。 	<p>するものとする。</p> <p>○<u>地方公共団体は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>○<u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</u></p>
応援の指揮系統	この計画に基づき市町等を応援する場合の指揮系統は、法第 67 条（他の市町長に対する応援の要求）、第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第 72 条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市町長の指揮の下に行動するものとする。	応援の指揮系統	この計画に基づき市町等を応援する場合の指揮系統は、法第 67 条（他の市町長に対する応援の要求）、第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第 72 条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市町長の指揮の下に行動するものとする。	
協力要請事項の正確な授受	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>ア 機関名、イ 所属部課名、ウ 氏名</p>	協力要請事項の正確な授受	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>ア 機関名、イ 所属部課名、ウ 氏名</p>	
従事命令等発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。	従事命令等発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。	
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。	標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。	
知事による応急措置の代行	法第 73 条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市町地域防災計画の定めるところより行うものとする。	知事による応急措置の代行	法第 73 条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市町地域防災計画の定めるところより行うものとする。	
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に要する経費については、法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 県が市町長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。 	経費負担	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に要する経費については、法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 県が市町長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。 	
(略)		(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -35	<p>第2節 組織計画</p> <p>1 災害対策組織 (略)</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p>ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</p> <p>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p> <p>(2) 対策会議</p> <p>ア 対策会議は、別表のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</p> <p>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p>	<p>第2節 組織計画</p> <p>1 災害対策組織 (略)</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p>ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</p> <p>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p> <p>(2) 対策会議</p> <p>ア 対策会議は、別表のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</p> <p>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p>	

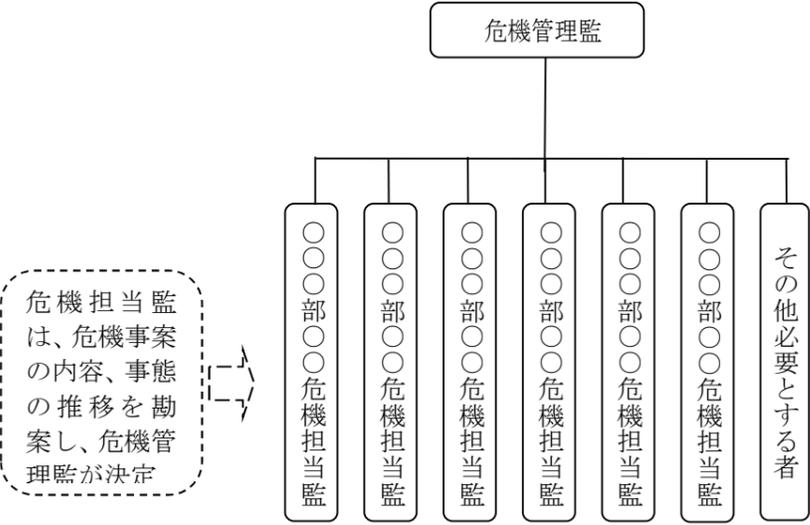
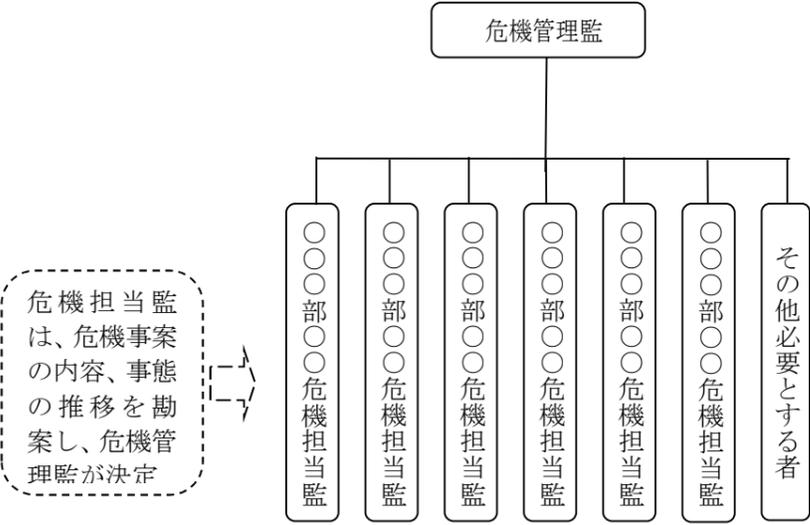
静岡県地域防災計画 新旧対照表

共通 -36	旧	新	備考
	<p>「静岡県災害対策本部編成図」</p>	<p>「静岡県災害対策本部編制図」</p>	<p>備考</p> <p>誤字訂正</p> <p>静岡県災害対策本部運営要領の改正に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
<p>共通 -36</p>	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編制図」</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合には、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p>	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編制図」</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合には、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p>	
<p>共通 -37</p>	<p>「静岡県災害対策本部 本部員会議」</p>	<p>「静岡県災害対策本部 本部員会議」</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
<p>共通 -38</p>	<p>「静岡県災害対策本部 対策会議」</p>  <p><危機担当監> 知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局长、文化・観光部政策管理局长、健康福祉部政策管理局长、経済産業部政策管理局长、交通基盤部政策管理局长、出納局次長兼会計課長、企業局参事、教育委員会教育部理事（総括担当）</p> <p><その他必要とする者> 県警本部警備部長又は生活安全部長、その他発生事案に関係する者</p>	<p>「静岡県災害対策本部 対策会議」</p>  <p><危機担当監> 知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局长、スポーツ・文化観光部政策管理局长、健康福祉部政策管理局长、経済産業部政策管理局长、交通基盤部政策管理局长、出納局次長兼会計課長、企業局参事、教育委員会教育部参事（総括担当）</p> <p><その他必要とする者> 県警本部警備部長又は生活安全部長、その他発生事案に関係する者</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>
	<p>2 職員動員及び配備 ○職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 ○本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ○方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 ○それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</p>	<p>2 職員動員及び配備 ○職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 ○本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ○方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 ○それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧							新							備考
災害対策本部運営要領別表共通の1 「災害時の配備体制とその基準」							災害対策本部運営要領別表共通の1 「災害時の配備体制とその基準」							静岡県災害対策本部運営要領の改正に伴う修正
事象	南海トラフ地震臨時情報	地震災害	風水害等一般災害	津波災害	富士山火山	伊豆東部火山群	体制	情報収集体制	警戒体制	特別警戒体制	災害警戒本部	災害対策本部		
情報収集体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	震度4	警戒レベル3相当情報 各種警報（波浪、津波を除く）※1 氾濫警戒情報 避難準備・高齢者等避難開始 県内市町が避難所を開設したとき	津波注意報	気象台からの情報	気象台からの情報	南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	-	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	-	-	
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	震度5弱	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報	津波警報	火山状況解説情報（臨時）	火山状況解説情報（臨時）	地震、津波、火山災害	震度4 津波注意報 気象台情報に基づく当番課長判断	震度5弱 津波警報 伊豆東部火山群の地震活動の見通しに関する情報	震度5強 噴火警戒レベル3	噴火警戒レベル4	大津波警報 噴火警戒レベル5	震度6弱以上	
警戒本部体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	震度5強	警戒レベル5相当情報 各種特別警報 氾濫発生情報	大津波警報	噴火警戒レベル3、4	噴火警戒レベル4	風水害等一般災害	気象警報（波浪、津波を除く）※1 土砂災害警戒情報 氾濫警戒情報 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急） 市町災害対策本部設置	氾濫危険情報	洪水予報 河川及び水位周知河川における氾濫発生情報	-	気象特別警報	-	
災害対策本部	-	震度6弱以上	大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき	大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき	噴火警戒レベル5	噴火警戒レベル5	災害による人的被害	重傷者1名以上又は軽傷者15名以上	死者、行方不明者の発生	要救助者の発生又は死者、行方不明者5名以上	-	-	-	
その他、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を執る。							災害による住家被害	全壊、半壊、床上浸水の発生又は一部損壊が10戸以上	1市町以上が災害救助法1号適用程度に達する見込み	1市町以上が災害救助法の適用申請	-	-	-	
体制	配備の内容		配備課等				その他	停電や交通障害の発生等、県民生	台風の暴風域に入る確率が高く、	大規模な停電や交通障害の発生	気象特別警報の発表の予告	大規模な災害が発生し、又は発	-	
情報収集体制	関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制		危機管理部当番、交通基盤部当番、地域局当番等				警戒本部体制	全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害対応を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制（参集後、状況に応じてローテーションに移行）		危機担当監、危機管理部全員、土木班全員、各部局所管課、地域局要員※3等				
警戒体制	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制※2		危機管理部要員、交通基盤部要員、各部連絡要員、地域局当番等				体制	配備の内容		配備課等				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新					備考	
災害対策本部	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的 な災害応急対策を実施する体制（災害の状況 に応じ、適宜体制の拡大等を行う）	地震災害：全職員参集 地震災害以外：知事・副知事、本部員、危機 担当監、本部司令部、方面本部総括班、道路、 医療、物資等担当部局等	活に支障が 見込まれ、 当番課長が 配備の必要 を認めると き	日中に配備 を開始する 場合等、当 番危機管理 監代理が配 備の必要を 認めるとき	等、県民生 活に重大な 支障が見込 まれ、危機 管理監が配 備の必要を 認めるとき	生するおそ れがあると き		
<p>※1 交通基盤部の配備体制については、大雨・洪水・高潮の各注意報、波浪警報のいずれかが県下に発表されたとき。</p> <p>※2 風水害における交通基盤部の配備体制については、水防計画における非常配備態勢を優先適用する。なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。</p> <p>※3 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p>			関係所属に よる情報取 集及び連絡 活動を主と した体制	事態の推移 を踏まえ、 関係所属間 で情報収集 及び連絡活 動を行い、 警戒活動等 を実施する 体制	全庁的な情 報共有体制 を強化、必 要な災害対 策を準備実 施するとと もに、速や かに災害対 策本部に移 行できる体 制(参集後、 状況に応じ てローテー ションに移 行)	全庁的な情 報共有体制 のもと、大 規模な災害 の発生に備 える体制	全庁的な情報共有体制の もと、直ちに全庁的な災害 応急対策を実施する体制 (災害の状況に応じ、適宜 体制の拡大等を行う)	
			危機管理部 当番 交通基盤部 当番 地域局当番 ※2 等	危機管理部 要員 交通基盤部 要員 各部局危機 管理担当課 地域局当番 ※2 等	危機担当監 危機管理部 全員 交通基盤部 要員 各部局危機 管理担当課 地域局要員 ※3 等	知事・副知 事 本部員 危機担当監 危機管理部 全員 交通基盤部 要員 各部局危機 管理担当課 地域局要員 ※3 等	知事・副知 事 本部員 危機担当監 本部指令部 ※5 方面本部要 員※4 道路、医療、 物資等担当 部局 等	全職員参集
			<p>※1 交通基盤部の配備体制については、大雨・洪水・高潮の各注意報、波浪警報のいずれかが県下に発表されたとき。</p> <p>※2 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。</p> <p>※3 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p> <p>※4 地震災害以外の場合、指示により参集する。</p> <p>※5 危機管理部以外の職員は、指示により参集する。</p> <p>・風水害における交通基盤部の配備体制は、水防計画における水防配備基準を優先適用するが、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。</p> <p>・地域局における配備基準は、特別警戒体制以下の場合、管内で発生した事象において適用する。</p>					

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考	
共通 -39	第3節 応援計画 1 応援の実施基準 (略)		第3節 応援計画 1 応援の実施基準 (略)		
	区分	内容	区分	内容	
	応援の時期	知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。	応援の時期	知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。 県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。	
	応援動員対象者	ア 県職員 イ 市町職員（消防団員を含む） ウ 警察官 エ 自衛官 オ 海上保安官	カ 医師、歯科医師又は薬剤師 キ 保健師、助産師又は看護師 ク 土木技術者又は建築技術者 ケ 大工、左官又はとび職 コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者	ア 県職員 イ 市町職員（消防団員を含む） ウ 警察官 エ 自衛官 オ 海上保安官	
2 実施方法		2 実施方法			
区分	内容	区分	内容		
県職員の応援	(1) 救助作業隊 ・派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。 ・派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊服務要綱＞によるものとする。 (新設) (2) 技術職員 ・技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 (新設)	県、市町職員の応援	(1) 救助作業隊 ・ 県の 派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。 ・ 県職員を 派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊服務要綱＞によるものとする。 ・ 県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 (2) 技術職員 ・ 県の 技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援動員計画表＞のとおりとする。 ・ 県の 技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援動員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 ・県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期		

(防災基本計画抜粋)
○国及び都道府県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(防災基本計画抜粋)
○国、地方公共団体及びライフレイン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考													
共通 -40																
	消防団の応援 動員要請	<ul style="list-style-type: none"> 応援動員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。 <table border="1"> <tr> <td>ア 応援動員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 応援動員能力は資料編Ⅱ（11-2）＜消防団員数一覧表＞に掲げるとおりである。 なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。 動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくはは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。 	ア 応援動員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項	<p style="background-color: yellow;">派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 応援動員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。 <table border="1"> <tr> <td>ア 応援動員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 応援動員能力は資料編Ⅱ（11-2）＜消防団員数一覧表＞に掲げるとおりである。 なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。 動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくはは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。 	ア 応援動員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項	<p>○都道府県（市町村）は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>
	ア 応援動員規模	エ 装具等														
	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所														
	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項														
	ア 応援動員規模	エ 装具等														
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所															
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項															
警察官の応援 動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。	警察官の応援動員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。														
自衛隊の派遣 要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。	自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。														
海上保安庁に 対する支援要 請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞の定めるところによるものとする。	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞の定めるところによるものとする。														
医療助産関係 者の応援動員 要請（従事命令 を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜第13節 医療・助産計画＞の定めるところによるものとする。	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜第13節 医療・助産計画＞の定めるところによるものとする。														
土木業者、建 設業者及び技 術者等の応援 動員要請（従事 命令を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接、行うものとする。 応援動員の範囲及び応援動員能力は資料編Ⅱ（11-3）＜県内建設業者応援動員計画表＞に掲げるところにより行うものとする。 応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接、行うものとする。 応援動員の範囲及び応援動員能力は資料編Ⅱ（11-3）＜県内建設業者応援動員計画表＞に掲げるところにより行うものとする。 応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。 														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>関係機関等への協力要請</p> <p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第 29 条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の出遣を要請することができる。</p> <p>ア 出遣を要請する理由 イ 出遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 出遣を必要とする期間 エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の出遣について必要な事項</p> <p>(2) 法第 30 条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の出遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 出遣のあつせんを求める理由 イ 出遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 出遣を必要とする期間 エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の出遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3) 法第 70 条第 3 項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</p> <p>(4) 法第 74 条の 3 の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p>	<p>関係機関等への協力要請</p> <p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第 29 条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の出遣を要請することができる。</p> <p>ア 出遣を要請する理由 イ 出遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 出遣を必要とする期間 エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の出遣について必要な事項</p> <p>(2) 法第 30 条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の出遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 出遣のあつせんを求める理由 イ 出遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 出遣を必要とする期間 エ 出遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の出遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3) 法第 70 条第 3 項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</p> <p>(4) 法第 74 条の 3 の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p>	
	<p>消防庁、他都県への応援要請</p> <p>被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第 33 節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。</p>	<p>消防庁、他都県への応援要請</p> <p>被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第 33 節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。</p>	
	<p>受入体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 応援動員を受けるとする市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 <p>(新設)</p>	<p>受入体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 応援動員を受けるとする市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者への設置や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 県及び市町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者への選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>○都道府県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用</p>
<p>共通 -40</p>	<p>第 4 節 通信情報計画 (略)</p> <p>基 本 方</p> <p>(1) 県、市町間の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達は、災害対策本部と方面本部、方面本部と市町災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 情報活動の緊密化のため警察署は、方面本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。 	<p>第 4 節 通信情報計画 (略)</p> <p>基 本 方</p> <p>(1) 県、市町間の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達は、災害対策本部と方面本部、方面本部と市町災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 情報活動の緊密化のため警察署は、方面本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
針	(2)報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。	針	(2)報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。	<p><u>の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(防災基本計画抜粋) ○都道府県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>
	(3)情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)に定める。		(3)情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)に定める。	
	(4)国の緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)との連携 ・緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。 ・県に緊急災害現地対策本部(又は非常災害現地対策本部)が設置された場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。		(4)国の緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)との連携 ・緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。 ・県に緊急災害現地対策本部(又は非常災害現地対策本部)が設置された場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。	
	(5)指定行政機関等との連携 ・県は指定行政機関及び指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。		(5)指定行政機関等との連携 ・県は指定行政機関及び指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。	
	(新設)		(6)防災関係機関相互の連携体制の構築 ・県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする	
	(新設)		(7)情報伝達体制の確保 ・県、市町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。	
1 県		1 県		
区	分	区	分	
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ(5-3-1)、その伝達経路は資料編Ⅱ(5-3-2、5-3-5)、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ(5-3-3)、その伝達については資料編Ⅱ(5-3-4)、地震動警報(緊急地震速報)、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ(5-2-3、津波対策編(第3章第2節1)、その伝達経路は資料編Ⅱ(5-3-6、5-3-8)、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編(I第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節)、その伝達経路は(I第3章第1節、Ⅱ第3章第1節)による。 必要に応じて静岡地方气象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。 	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ(5-3-1)、その伝達経路は資料編Ⅱ(5-3-2、5-3-5)、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ(5-3-3)、その伝達については資料編Ⅱ(5-3-4)、地震動警報(緊急地震速報)、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ(5-2-3)、津波対策編(第3章第2節1)、その伝達経路は資料編Ⅱ(5-3-6)、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編(I第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節)、その伝達経路は(I第3章第1節、Ⅱ第3章第1節、資料編Ⅱ(5-3-8))による。 静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、静岡地方气象台と共同で発表する、土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。 	<p>脱字の修正</p> <p>誤植の修正</p> <p>静岡県土砂災害警戒情報の実施要領(平成29年5月31日)</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考		
共通 -44		・なお、水防予警報の収集及び伝達については<風水害対策編>の定めるところによる。	する。 ・なお、水防予警報の収集及び伝達については<風水害対策編>の定めるところによる。	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</p> <p>○都道府県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p>		
	(略)	(略)	(略)			
	情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。			災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。	
		(略)	(略)		(略)	(略)
		航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターによる偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。		航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。
		(略)	(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	
	国・防災関係機関への要請等	<ul style="list-style-type: none"> 国に対する被害状況及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。 防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> 国に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。 防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。 県は、国が主催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。 	
		県防災会議に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。		県防災会議に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。
	4 情報伝達手段及び通信系統		4 情報伝達手段及び通信系統			
	(略)	(略)	(略)		(略)	
	区分	内 容			区分	内 容
防災行政無線	主として県と市町間の情報伝達に用いる。		防災行政無線	主として県と市町間の情報伝達に用いる。		
中央防災無線（緊急連絡用回線）	内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）等と直接通信連絡を行う必要がある場合に用いる。		中央防災無線（緊急連絡用回線）	内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）等と直接通信連絡を行う必要がある場合に用いる。		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考				
共通 -46	その他の無線及び有線電話等	<p>孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>非常通信の利用</td> <td>東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。</td> </tr> </table>	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。	<p>孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>非常通信の利用</td> <td>東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。</td> </tr> </table>	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。	
	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。						
	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は資料編Ⅱ（8-6-1）のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。						
	報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。					
	自主防災組織を通じての連絡	主として市町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。	主として市町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。					
	(新設)	(新設)		電気事業者 停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	(防災基本計画抜粋) ○電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。			
(新設)	(新設)		電気通信事業者 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	○国〔総務省〕及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。				
広報車等の活用		広報車等の活用						
	第5節 災害広報計画 災害時における県と報道機関、防災関係機関及び市町との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期する。 その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。 また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。	第5節 災害広報計画 災害時における県と報道機関、防災関係機関及び市町との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期する。 その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。 また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。 県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。		(防災基本計画抜粋) ○国及び地方公共団体及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。				
1 県	1 県	1 県	1 県					
	区分	区分	区分					
	内容	内容	内容					

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考																										
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 広報事項の主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み オ 人心安定のため県民に対する呼びかけ カ 自主防災組織に対する活動実施要請 キ その他社会秩序保持のための必要事項 	広報事項	<ul style="list-style-type: none"> 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 実施に際しては、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 広報事項の主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項 	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、<u>医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</u>、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u></p>																										
報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料編Ⅱ(1-3)＜報道機関一覧表＞に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 	報道機関に対する協力等	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長とする。 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。 又は資料編Ⅱ(1-3)＜報道機関一覧表＞に掲げる各社(支局)に対して個別に行う。 県(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。 																											
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。 災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る。 <table border="1"> <tr> <td>印刷媒体</td> <td colspan="2">県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">視聴覚媒体</td> <td>ラジオ</td> <td>NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>広報車、ヘリコプターによる広報</td> <td colspan="2">被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。</td> </tr> </table>	印刷媒体	県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙		視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)	テレビ	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)	同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置		広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。		広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。 災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る。 <p>・停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</p> <table border="1"> <tr> <td>印刷媒体</td> <td colspan="2">県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">視聴覚媒体</td> <td>ラジオ</td> <td>NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>広報車、ヘリコプターによる広報</td> <td colspan="2">被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。</td> </tr> </table>	印刷媒体	県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙		視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)	テレビ	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)	同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置		広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。		
印刷媒体	県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙																													
視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)																												
	テレビ	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)																												
	同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置																													
広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。																													
印刷媒体	県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙																													
視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)																												
	テレビ	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)																												
	同時通報用無線、有線放送、インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)、道路情報提供装置																													
広報車、ヘリコプターによる広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市町に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、防災ヘリコプター、県所有の車両を用いて実施する。																													
市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。 災害応急対策上必要な事項を各市町を通じて広報しようとする場合は、その都度市 	市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。 災害応急対策上必要な事項を各市町を通じて広報しようとする場合は、その都度市 																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
共通 -47		町に依頼する。	町に依頼する。	
	外部機関との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 県（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、県の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 県以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 県（災害対策本部）は、県以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 県（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、県の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 県以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 県（災害対策本部）は、県以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。 	
	国会、中央官庁に対する広報	県（災害対策本部）は、災害の規模により、国会、中央官庁に対して広報する必要があると認めるときは、中央連絡部（東京事務所）を通じ直接災害情報資料を提供して広報に努める。	県（災害対策本部）は、災害の規模により、国会、中央官庁に対して広報する必要があると認めるときは、中央連絡部（東京事務所）を通じ直接災害情報資料を提供して広報に努める。	
	県民からの問い合わせ等の処理	復旧状況等の問い合わせ、情報提供や相談に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。	復旧状況等の問い合わせ、情報提供や相談に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。	
	被災者の安否に関する情報の提供等	県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。	県は、市町と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。	
	2 市町		2 市町	
	区分	内 容	区分	内 容
	広報事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。 広報事項の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み オ 人心安定のため県民に対する呼びかけ カ 自主防災組織に対する活動実施要請 キ その他社会秩序保持のための必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。 広報事項の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため県民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項 	
	広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 同時通報用無線、市町用防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、コミュニティFM、IP通信網、CATV、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る 	

(防災基本計画抜粋)
○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	・自主防災組織を通じての連絡		・自主防災組織を通じての連絡 ・ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。	<p>援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする（再掲）。</p> <p>○市町村（都道府県）は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、<u>IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする（再掲）。</u></p>
県に対する 広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。	県に対する 広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。	
被災者の 安否に関 する情報 の提供等	市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。	被災者の 安否に関 する情報 の提供等	市町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -48	<p>第6節 災害救助法の適用計画</p> <p>「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 災害救助法の適用計画</p> <p>「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。</p> <p>(略)</p>	
共通 -50	<p>【災害救助法による応急救助の実施概念図】</p>	<p>【災害救助法による応急救助の実施概念図】</p>	<p>「・救護班の派遣（医療・助産）」 以外の救助も実施するため。</p>
共通 -50	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、県の実施事項を明確にする。</p> <p>1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告又は指示をするものとする。 ○ 特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、市町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。 ○ 市町長のほか、警察官、海上保安官、都道府県知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。 ○ 市町長以外の指示権者、根拠規定は資料編Ⅱ（13-1-3）のとおりである。 ○ 法第60条第5項の規定により、知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市町長に代わって避難のための立退きの勧告、又は指示をする。 	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 避難誘導</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市町長は防災関係機関と連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、市町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達分の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。</p> <p>住民は、避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</p> <p>市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、</p>	<p>避難に関する「避難場所」、「避難所」の概念等の明確化、表現の適正化</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新				備考
		<p>避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>①避難勧告により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p>				
区分	内容	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	
避難の勧告及び指示の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により次の事項を周知徹底するものとする。 その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は避難指示(緊急)の主旨 イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・避難指示(緊急)が出された地域名 ウ 避難所(所在地、名称、受入人員) エ 避難経路及び誘導方法 	警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)		<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 	
屋内での退避等の安全確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 	警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報(気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警報の危険度分布(注意) 土砂災害に関するメッシュ情報(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。 	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始(市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高齢者等避難 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難地へ立退き避難することが強く望まれる。 	
安否確認	安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。	警戒レベル4	避難勧告、避難指示(緊急)(市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※1 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難 ○避難地等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した避難地へ速やかに立退き避難する。 避難地への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を 	
要配慮者の避難支援	市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の要配慮者の避難支援計画等に基づき、支援に努めるものとする。					
避難所の安全管理	<p>以下の事項に留意して、避難所の安全管理を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町の職員を配置する。 イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる。 エ 常に市町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。 オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める。 カ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。 キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないよう努める。 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 					

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新				備考
	<p>ケ 保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。</p> <p>コ 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。</p>				<p>行う。</p> <p>・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。</p> <p>＜市町から避難指示（緊急）が発令された場合＞</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <p>・避難地への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	
避難所の場所	<ul style="list-style-type: none"> 市町別の避難所は資料編Ⅱ（13-2-6）のとおりであるが、避難所に適する施設の無い地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。 この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。 さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。 公共施設等は津波の危険性の低い場所に、オープンスペースにおいては津波浸水深以上の高さを有することが重要である。 	警戒レベル5	災害発生情報（市町長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 （大雨特別警報（浸水害））※2 （大雨特別警報（土砂災害））※2 	災害発生	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 市町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 	<p>注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令する。</p> <p>注2 市町長は、住民に対して避難勧告等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>注3 市町長が発令する避難勧告等は、市町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</p> <p>注4 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注5 ※1土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。</p> <p>注6 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。</p>				
2次的避難所	<ul style="list-style-type: none"> 2次的避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 市町及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保す 	<p>② 実施者</p> <p>ア 災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>a 市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要が</p>				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新	備考
	<p>るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。 	<p>あると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務関し、必要な助言を行う。これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町長に代わって行う（法第60条）。</p> <p>b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。</p> <p>c 警察官、海上保安官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。</p> <p>d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。</p> <p>e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。</p> <p>f 市町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</p> <p>g 市町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示（緊急）や避難勧告を実施する。</p>	
避難所以外での滞在への配慮	市町は、市町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の整備に努める。		
避難場所の早期解消	県及び市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。		
2 警戒区域の設定			
○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。			
区分	内容		
警察官、海上保安官、自衛官の代行	<ul style="list-style-type: none"> 警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市町長の職権を行うことができる。 警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市町長に通知する。 		
知事による代行	知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。		
3 救助			
区分	内容		
救助の実施	市町長は救助を要する住民があるときは直ちに救助隊を編成し、できる限り救助活動を実施する。		
住民等による救助の呼びかけ	隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救急隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。		
空からの救助	重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなどヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。		
救急用資材の整備	平素より救出機材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。		
4 災害救助法に基づく県の実施事項			
イ 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達			
市町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令・伝達する。			
(2) 住民への周知			
市町長等は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。			
(3) 避難者の誘導等			
① 市町			
住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新	備考																
<p>(1) 避難所の設置</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>原則として学校、公民館等既存建物を使用する。 既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </table>		区 分	内 容	設置基準	原則として学校、公民館等既存建物を使用する。 既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。	費用の限度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり	実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	<p>を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。</p> <p>併せて、市町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>② 学校、病院等の施設管理者 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。</p> <p>③ 避難路の確保 県、県警察、市町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。</p> <p>(4) 警戒区域の設定 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。</p> <p>○警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市町長の職権を行うことができる。 警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市町長に通知する。</p> <p>○知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。</p> <p>2 被災者の救助</p> <p>(1) 救助の実施 市町長は、救助を要する住民があるときは、直ちに救助隊を編成し、できる限り救助活動を実施する。</p> <p>(2) 住民等による救助の呼びかけ 市町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>(3) 空からの救助 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>(4) 救急用資材の整備 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</p> <p>3 避難所の開設・運営等 市町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p>								
区 分	内 容																		
設置基準	原則として学校、公民館等既存建物を使用する。 既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。																		
費用の限度	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり																		
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																		
<p>(2) り災者の救出</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>実施基準</td> <td>災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度</td> <td>救出のため必要な機械器具等の借上代等実費</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>災害発生の日から3日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> </table>		区 分	内 容	実施基準	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。	費用の限度	救出のため必要な機械器具等の借上代等実費	実施期間	災害発生の日から3日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。										
区 分	内 容																		
実施基準	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。																		
費用の限度	救出のため必要な機械器具等の借上代等実費																		
実施期間	災害発生の日から3日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。																		
<p>5 市町長の要求に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 当該市町外の既存施設を避難所とする場合のあっせん</p> <p>(2) 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用</p> <p>(3) 自衛隊の派遣要請</p> <p>(4) 海上保安庁に対する支援要請</p> <p>(5) 消防団の応援動員要請</p>																			
<p>6 市町長の要請事項</p> <p>○ 市町長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。</p> <p>○ 県は食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">避 難 の 場 合</td> <td>ア 避難希望地域</td> <td>エ 輸送手段</td> </tr> <tr> <td>イ 避難を要する人員</td> <td>オ その他必要事項（災害発生原因）</td> </tr> <tr> <td>ウ 避難期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救 出 の 場 合</td> <td>ア 救出を要する人員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ その他必要事項（災害発生原因）</td> <td></td> </tr> </table>		区 分	内 容	避 難 の 場 合	ア 避難希望地域	エ 輸送手段	イ 避難を要する人員	オ その他必要事項（災害発生原因）	ウ 避難期間		救 出 の 場 合	ア 救出を要する人員		イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）		ウ その他必要事項（災害発生原因）			
区 分	内 容																		
避 難 の 場 合	ア 避難希望地域	エ 輸送手段																	
	イ 避難を要する人員	オ その他必要事項（災害発生原因）																	
	ウ 避難期間																		
救 出 の 場 合	ア 救出を要する人員																		
	イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）																		
	ウ その他必要事項（災害発生原因）																		
<p>7 市町長の県管理施設の利用</p> <p>○ 市町長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。</p>																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新	備考
<p>8 広域避難・広域一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内各市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 ○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。 ○ なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。 		<p>提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>県は、市町を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。</p> <p>(1)避難所の開設</p> <p>① 市町</p> <p>避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。</p> <p>また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。</p> <p>この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。</p> <p>市町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>② 県</p> <p>市町から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。</p> <p>また、市町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(2)避難所の管理、運営</p> <p>市町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。</p> <p>① 避難受入れの対象者</p> <p>ア 災害によって現に被害を受けた者</p> <p>a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること</p> <p>b 現に災害を受けた者であること</p> <p>イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>a 避難勧告・指示（緊急）が発せられた場合</p> <p>b 避難勧告・指示（緊急）は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</p> <p>ウ その他避難が必要と認められる場合</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。</p>
区	分	内	容
県内市町への避難	被災市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内各市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。 	
	受入市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・ 市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 	
	県	被災市町から県内各市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。	
県外への避難	被災市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。 	
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
		<p>市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告</p> <p>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内</p> <p>ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>オ 避難行動要支援者への配慮</p> <p>カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</p> <p>キ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>ク 相談窓口の設置（女性指導員の配置）</p> <p>ケ 高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>コ 避難所運営組織への女性の参加</p> <p>サ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>シ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p>ス ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p>セ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>ソ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>タ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(3)避難所の早期解消のための取組等</p> <p>市町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。</p> <p>また、市町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。</p> <p>なお、県、市町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。</p> <p>4 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>① 設置基準</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧	新	備考									
	<p>・原則として学校、公民館等既存建物を使用する。 ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。</p> <p>② 費用の限度 ・資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり。</p> <p>③実施期間 ・災害発生の日から7日以内。 ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p> <p>(2) 被災者の救出 ① 実施基準 ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。</p> <p>② 費用の限度 ・救助に必要な機械器具等の借上代等実費</p> <p>③ 実施期間 ・災害発生の日から3日以内。 ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>5 市町長の要求、要請に基づく県の実施事項 (1) 市町長の要求に基づく県の実施事項 ① 当該市町外の既存施設を避難所とする場合のあっせん ② 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用 ③ 自衛隊の派遣要請 ④ 海上保安庁に対する支援要請 ⑤ 消防団の応援動員要請</p> <p>(2) 市町長の要請事項 ○ 市町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。 ○ 県は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1338 1367 2490 1640"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 1367 1590 1409">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="1590 1367 2490 1409">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 1409 1590 1524">避 難 の 場 合</td> <td data-bbox="1590 1409 2009 1524"> ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 </td> <td data-bbox="2009 1409 2490 1524"> エ 輸送手段 オ その他必要事項(災害発生原因) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1524 1590 1640">救 出 の 場 合</td> <td colspan="2" data-bbox="1590 1524 2490 1640"> ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況(詳細に記入のこと) ウ その他必要事項(災害発生原因) </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 ○ 県及び市町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、</p>	区 分	内 容		避 難 の 場 合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項(災害発生原因)	救 出 の 場 合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況(詳細に記入のこと) ウ その他必要事項(災害発生原因)		<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、</p>
区 分	内 容										
避 難 の 場 合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項(災害発生原因)									
救 出 の 場 合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況(詳細に記入のこと) ウ その他必要事項(災害発生原因)										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧	新	備考
	<p>災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>○ 県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 市町長の県管理施設の利用 市町長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。</p> <p>6 避難行動要支援者への支援 県及び市町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等 ① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 ア 安否確認・避難誘導 市町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>さらに、県及び市町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>イ 被災状況の把握 県及び市町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。</p> <p>② 福祉ニーズの把握 市町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。</p> <p>(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動 避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>① 在宅福祉サービスの継続的提供 市町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p>	<p>ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>○都道府県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧	新	備考												
	<p>その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。</p> <p>② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等 県及び市町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。 社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。</p> <p>③ 広域支援体制の確立 県は、市町等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。</p> <p>7 広域避難・広域一時滞在 ○ 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 ○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。 ○ なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1338 1247 2496 1797"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 1247 1448 1283">区</th> <th data-bbox="1448 1247 1561 1283">分</th> <th data-bbox="1561 1247 2496 1283">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 1283 1448 1444"></td> <td data-bbox="1448 1283 1561 1444">被災市町</td> <td data-bbox="1561 1283 2496 1444"> ・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1444 1448 1640">県内市町への避難</td> <td data-bbox="1448 1444 1561 1640">受入市町</td> <td data-bbox="1561 1444 2496 1640"> ・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1640 1448 1797"></td> <td data-bbox="1448 1640 1561 1797">県</td> <td data-bbox="1561 1640 2496 1797">被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内 容		被災市町	・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。	県内市町への避難	受入市町	・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。		県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。	被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。
区	分	内 容												
	被災市町	・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。												
県内市町への避難	受入市町	・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。												
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。												

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1335 317 1445 394">県外への避難</td> <td data-bbox="1445 260 1555 331">被災市町</td> <td data-bbox="1555 197 2496 394"> <ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 436 1445 474">県</td> <td data-bbox="1445 394 1555 512"></td> <td data-bbox="1555 394 2496 512">被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。</td> </tr> </table>	県外への避難	被災市町	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。 	県		被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。	
県外への避難	被災市町	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。 							
県		被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。							

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																
共通 -54	第9節 食料計画供給 5 応急食料の確保状況 (略) (新設)	第9節 食料供給計画 5 応急食料の確保状況 (略) 6 国への要請 ○ 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、食料の調達を要請するものとする。	(防災基本計画抜粋) ○被災地方公共団体は、 <u>備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕</u> に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。																
共通 -55	第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 (略)	第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 (略)																	
共通 -56	4 市町長の要請を待たずに行う県の実施事項 (略) (新設)	4 市町長の要請を待たずに行う県の実施事項 (略) 5 国への要請 ○ 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、物資の調達を要請するものとする。																	
共通 -58	第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 5 要配慮者への配慮 ○ 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。 ○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 ○ 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 ○ 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。	第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 5 要配慮者への配慮 ○ 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。 ○ 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 ○ 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 ○ 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。	「障害者」の表現に係る県取扱い方針による修正																
共通 -63	(略) 第18節 社会秩序維持計画 3 市町	(略) 第18節 社会秩序維持計画 3 市町																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民に対する呼びかけ</td> <td>市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策</td> <td>対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴収、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。</td> </tr> <tr> <td>県に対する要請</td> <td>市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	住民に対する呼びかけ	市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。	生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴収、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。	県に対する要請	市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民に対する呼びかけ</td> <td>市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策</td> <td>対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。</td> </tr> <tr> <td>県に対する要請</td> <td>市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	住民に対する呼びかけ	市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。	生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。	県に対する要請	市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。	表現の適正化
区分	内容																		
住民に対する呼びかけ	市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。																		
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴収、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。																		
県に対する要請	市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。																		
区分	内容																		
住民に対する呼びかけ	市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。																		
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。																		
県に対する要請	市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																																																		
共通 -64	<p>第19節 輸送計画</p> <p>○ 災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。</p> <p>○ 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。</p> <p>○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう<u>予め</u>運送業者と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">陸上輸送</td> <td></td> <td>陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td>県有車両の活用</td> <td>資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊の要請</td> <td>＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による</td> </tr> <tr> <td>鉄道の利用</td> <td>鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。</td> </tr> <tr> <td>民間営業車両の協力要請</td> <td>民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海上輸送</td> <td></td> <td>海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td>県有船舶</td> <td>県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊の艦艇</td> <td>＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁の船艇</td> <td>＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。</td> </tr> <tr> <td>民間船舶 漁船</td> <td>ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。 イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	内容	陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。	民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。	海上輸送		海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。	県有船舶	県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。	海上自衛隊の艦艇	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。	海上保安庁の船艇	＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。	民間船舶 漁船	ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。 イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。	<p>第19節 輸送計画</p> <p>○ 災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。</p> <p>○ 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。</p> <p>○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、<u>あらかじめ</u>、運送業者と<u>物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</u> <u>この際、県及び市町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>県及び市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</u></p> <p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">陸上輸送</td> <td></td> <td>陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td>県有車両の活用</td> <td>資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊の要請</td> <td>＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による</td> </tr> <tr> <td>鉄道の利用</td> <td>鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。</td> </tr> <tr> <td>民間営業車両の協力要請</td> <td>民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海上輸送</td> <td></td> <td>海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td>県有船舶</td> <td>県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊の艦艇</td> <td>＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁の船艇</td> <td>＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。</td> </tr> <tr> <td>民間船舶 漁船</td> <td>ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。 イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	内容	陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。	民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。	海上輸送		海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。	県有船舶	県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。	海上自衛隊の艦艇	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。	海上保安庁の船艇	＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。	民間船舶 漁船	ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。 イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、<u>運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</u> <u>この際、地方公共団体は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>○国〔経済産業省、国土交通省〕及び地方公共団体は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p>
区分	項目	内容																																																			
陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。																																																			
	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。																																																			
	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による																																																			
	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。																																																			
	民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。																																																			
海上輸送		海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。																																																			
	県有船舶	県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。																																																			
	海上自衛隊の艦艇	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。																																																			
	海上保安庁の船艇	＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。																																																			
	民間船舶 漁船	ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。 イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。																																																			
区分	項目	内容																																																			
陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。																																																			
	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。																																																			
	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による																																																			
	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。																																																			
	民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請するものとする。																																																			
海上輸送		海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。																																																			
	県有船舶	県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。																																																			
	海上自衛隊の艦艇	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。																																																			
	海上保安庁の船艇	＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞により行うものとする。なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。																																																			
	民間船舶 漁船	ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。 イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。																																																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

		旧		新		備考	
共通 -71		海上輸送連絡所の設置	船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上輸送連絡所を設置するものとする。	海上輸送連絡所の設置	船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上輸送連絡所を設置するものとする。		
	航空輸送	ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。 イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ(10-7-1)のとおりである。 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ(10-7-2)の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。 ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。	ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。 イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ(10-7-1)のとおりである。 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ(10-7-2)の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。 ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。				
	第25節 応援協力計画		第25節 応援協力計画		第25節 応援協力計画		
	2 実施方法		2 実施方法		2 実施方法		
	区 分	内 容	区 分	内 容	区 分	内 容	
	青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、男女共同参画団体にあつては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 青年団及び男女共同参画団体の団員現在員数は資料編Ⅱ(11-4-1、11-4-2)のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 	青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、男女共同参画団体にあつては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 青年団及び男女共同参画団体の団員現在員数は資料編Ⅱ(11-4-1、11-4-2)のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 			
	大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該学生、生徒の所属する資料編Ⅱ(11-4-3) <学生等現在員数>に定める学校の長に対して行うものとする。 大学及び高校の学生・生徒の現在員数は同表のとおりである。 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 	大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該学生、生徒の所属する資料編Ⅱ(11-4-3)に定める学校の長に対して行うものとする。 大学及び高校の学生・生徒の現在員数は同表のとおりである。 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 			表記の適正化
	県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	<ul style="list-style-type: none"> 県立専修学校及び各種講習施設等の範囲及び学生・生徒現在員数は資料編Ⅱ(11-4-3) <県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒現在員数>のとおりである。 活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。 	県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	<ul style="list-style-type: none"> 県立専修学校及び各種講習施設等の範囲及び学生・生徒現在員数は資料編Ⅱ(11-4-3) <県立各種講習所等学生・生徒現在員数>のとおりである。 活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。 			誤記修正
	赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。	赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。			
	他都県への応援要請	突発的災害の場合は、<第33節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。	他都県への応援要請	突発的災害の場合は、<第33節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。			

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																																				
共通 -71	<p>第26節 ボランティア活動支援計画</p> <p>県及び市町は、ボランティアの自主性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>1 県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td>県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動経費の助成</td> <td>県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動資機材の提供</td> <td>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害ボランティア本部の設置及び運用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動拠点の設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td>市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。	ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	区分	内容	市町災害ボランティア 本部 の設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。 	ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供	<p>第26節 ボランティア活動支援計画</p> <p>県及び市町は、ボランティアの自主性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>1 県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td>県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動経費の助成</td> <td>県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動資機材の提供</td> <td>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害ボランティアセンターの設置及び運用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。 市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動拠点の設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td>市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び (特活) 静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。	ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	区分	内容	市町災害ボランティア センター の設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。 市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。 	ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供	<p>正式名称への修正</p> <p>記載の適正化</p>
区分	内容																																						
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 																																						
ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。																																						
ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。																																						
ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。																																						
区分	内容																																						
市町災害ボランティア 本部 の設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。 																																						
ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 																																						
ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供																																						
区分	内容																																						
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 																																						
ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び (特活) 静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。																																						
ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。																																						
ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。																																						
区分	内容																																						
市町災害ボランティア センター の設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。 市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。 																																						
ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 																																						
ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供																																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

旧		新		備考
提供	供する。	提供	供する。	
ボランティア活動 資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボラ ンティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	ボランティア活動 資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボラ ンティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考												
共通 -76	<p>第30節 電力施設災害応急対策計画 災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。</p> <p>1 電力会社の地域分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力会社</th> <th>分 担 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> <td>沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株)</td> <td>静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 応急措置の実施 ○応急措置の実施は電力会社の定める<東京電力パワーグリッド(株) 防災業務計画>及び<中部電力(株) 防災業務計画>により実施する。</p> <p>3 県との連絡協議 ○被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。</p>	電力会社	分 担 地 域	東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡	中部電力(株)	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部	<p>第30節 電力施設災害応急対策計画 災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。</p> <p>1 電力会社の地域分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力会社</th> <th>分 担 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> <td>沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)</td> <td>静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 応急措置の実施 ○応急措置の実施は電力会社の定める<東京電力パワーグリッド(株) 防災業務計画>及び<中部電力パワーグリッド(株) 防災業務計画>により実施する。</p> <p>3 県との連絡協議 ○被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。 ○県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。</p>	電力会社	分 担 地 域	東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡	中部電力パワーグリッド(株)	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部	<p>指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○都道府県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国〔経済産業省等〕や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする (再掲)。</p>
電力会社	分 担 地 域														
東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡														
中部電力(株)	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部														
電力会社	分 担 地 域														
東京電力パワーグリッド(株)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡														
中部電力パワーグリッド(株)	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、富士市の一部、吉田町、川根本町、森町、富士宮市の一部														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

共通 -88	旧				新				備考		
	表1				表1						
	機 関 名	N	T	T	防 災 無 線	機 関 名	N	T	T	防 災 無 線	
	消 防 庁 応 急 対 策 室	03	5253	7527	(8-90-49013)	消 防 庁 応 急 対 策 室	03	5253	7527	(8-90-49013)	
	県警察本部警備部災害対策課	054	271	0110		県警察本部警備部災害対策課	054	271	0110		
	県警察本部地域課 航空隊	054	622	6251		県警察本部地域課 航空隊	054	622	6251		
	静岡地方気象台	054	286	3521	160-9000	静岡地方気象台	054	286	3521	160-9000	
	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550	89	1310	150-9000	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550	89	1310	150-9000	
	航空自衛隊第1航空団防衛部	053	472	1111	153-9000	航空自衛隊第1航空団防衛部	053	472	1111	153-9000	
	海上自衛隊横須賀地方総監部	046	822	3522	156-9106	海上自衛隊横須賀地方総監部	046	822	3522	156-9106	
	清水海上保安部 警備救難課	054	353	0118	157-9000	清水海上保安部 警備救難課	054	353	0118	157-9000	
	下田海上保安部 警備救難課	0558	25	0118	158-9106	下田海上保安部 警備救難課	0558	25	0118	158-9106	
	日本赤十字社静岡県支部	054	252	8131	159-9000	日本赤十字社静岡県支部	054	252	8131	159-9000	
	(一社)静岡県医師会	054	246	6151		(一社)静岡県医師会	054	246	6151		
	西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054	205	9122		西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054	205	9122		
	東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055	915	5474		東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055	915	5474		誤字の修正
	中部電力(株)静岡支店	054	273	9012		中部電力(株)静岡支店	054	273	9012		
	静岡ガス(株)環境安全推進室	054	284	7984		静岡ガス(株)安全推進室	054	284	7984		組織変更
	(一社)静岡県LPガス協会	054	255	2451		(一社)静岡県LPガス協会	054	255	2451		
	東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054	284	2319		東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054	284	2319		
	静岡鉄道(株)総務部総務課	054	254	5114		静岡鉄道(株)総務部総務課	054	254	5114		
	中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054	286	5181		中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054	286	5181		
	静岡県道路公社	054	254	3407		静岡県道路公社	054	254	3407		
	日本通運(株)静岡支店	054	254	3344		日本通運(株)静岡支店	054	254	3344		
	(社)静岡県トラック協会	054	283	1910		(一社)静岡県トラック協会	054	283	1910		名称変更
	日本放送協会静岡放送局放送部静岡放送(株)報道部	054	654	4012		日本放送協会静岡放送局放送部静岡放送(株)報道部	054	654	4012		
	静岡放送(株)報道部	054	284	8950		静岡放送(株)報道部	054	284	8950		
	(株)テレビ静岡報道部	054	261	6115		(株)テレビ静岡報道部	054	261	6115		
	(株)静岡朝日テレビ報道制作部	054	251	3301		(株)静岡朝日テレビ報道情報センター	054	251	3301		組織変更
	(株)静岡第一テレビ報道部	054	283	6515		(株)静岡第一テレビ報道部	054	283	6515		
	静岡エフエム放送(株)編成制作部	053	457	1153		静岡エフエム放送(株)制作本部	053	457	1154		組織変更

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考			
共通 -90	第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援 2 被災者の援護 被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。		第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援 2 被災者の援護 被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。				
	実施主体	内 容		実施主体		内 容	
	県	被災状況の把握	ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。	ア 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。		<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○都道府県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>表記の統一</p>	
		被災者（自立）生活再建支援金の支給	・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。	・市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 ・「被災者生活再建支援法」が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。			
	県	義援金の募集等	ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 統一的に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。	ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 統一的に義援金を配分するために、被災都県、市町、日本赤十字社 静岡県支部 、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。			
		租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。			
国への要望		国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。	国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧			新			備考
市町	被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p>【県への報告】</p> <p>ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等</p>	被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。</p> <p>【県への報告】</p> <p>ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等</p>		
	り災証明の発行	<p>ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。</p> <p>イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>	り災証明の発行	<p>ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。</p> <p>イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>		
	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。		
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。		
	義援金の募集等	<p>ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</p>	義援金の募集等	<p>ア 市町への義援金を受け付けるために、市役所、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。</p>		
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。		
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。		社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。		
義援金募集・配分委員会（仮称）	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。		
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																									
地震 -1	<p>2 地震対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の主旨</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。</p>	<p>2 地震対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の主旨</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p>	<p>首都直下地震地方緊急対策実施計画の地域防災計画への位置付け</p>																									
地震 -22	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td> <p>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p> </td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p> </td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td> <p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td> <p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働局</td> <td> <p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p>	総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>	財務省東海財務局	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>	厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p>	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td> <p>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p> </td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p> </td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td> <p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td> <p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p> </td> </tr> <tr> <td>厚生労働省静岡労働局</td> <td> <p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p>	総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>	財務省東海財務局	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>	厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p>	<p>同局に昨年度、臨時災害放送局用設備を配備し、地方公共団体等へ貸与することが可能となったため（当該設備の追記）。</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																											
警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p>																											
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>																											
財務省東海財務局	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>																											
厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>																											
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p>																											
機 関 名	処理すべき事務又は業務																											
警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p>																											
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>																											
財務省東海財務局	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>																											
厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>																											
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p>																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	<p>農林水産省関東農政局</p> <p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	<p>農林水産省関東農政局</p> <p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	
	<p>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>	<p>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>	
	<p>林野庁関東森林管理局</p> <p>災害復旧用材（国有林材）の供給</p>	<p>林野庁関東森林管理局</p> <p>災害復旧用材（国有林材）の供給</p>	
	<p>経済産業省関東経済産業局</p> <p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。))</p>	<p>経済産業省関東経済産業局</p> <p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。))</p>	
	<p>経済産業省中部経済産業局</p> <p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	<p>経済産業省中部経済産業局</p> <p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	
	<p>経済産業省関東東北産業保安監督部</p> <p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17</p>	<p>経済産業省関東東北産業保安監督部</p> <p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
経済産業省中部近畿産業保安監督部	年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)	年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)	
	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。	
	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 エ 警戒宣言発令時 (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (削除)	

表記の適正化

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考		
国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>		
	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	
	国土地理院中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	国土地理院中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること</p>		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -25	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置	関係機関からの意見を反映
	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 (削除)	
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	
	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、 こころのケア 及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	<p>日本放送協会</p> <p>ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること</p>	<p>日本放送協会</p> <p>ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること</p>	
	<p>中日本高速道路株式会社</p> <p>ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること</p>	<p>中日本高速道路株式会社</p> <p>ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること</p>	
	<p>東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p> <p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備</p>	<p>東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</p> <p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備</p>	
	<p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 NTT ドコモ東海支社</p> <p>ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	<p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社 NTT ドコモ東海支社</p> <p>ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>	
	<p>(新 設)</p> <p>(新設)</p>	<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社</p> <p>LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送</p>	<p>指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)</p>
	<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p>	<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p>	
	<p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社</p> <p>ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>	<p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社</p> <p>ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>	<p>指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)</p>
	<p>電源開発株式会社</p> <p>ア 警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報</p>	<p>電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社</p> <p>ア 警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報</p>	<p>指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -26	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	
	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）	
	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 警戒宣言発令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 警戒宣言発令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	
	一般社団法人静岡県 LP ガス協会	ア 需要家に対する LP ガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧	一般社団法人静岡県 LP ガス協会	ア 需要家に対する LP ガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	静岡県道路公社 ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	静岡県道路公社 ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧	誤字修正
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社 ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社 ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報	
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社 ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社 ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備	
	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保	
	一般社団法人静岡県警備業協会 災害時の道路交差点での交通整理支援	一般社団法人静岡県警備業協会 災害時の道路交差点での交通整理支援	
	土地改良区 ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 警戒宣言発令時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (7) 関係機関との連携による応急対策の実施 (4) 所管施設の緊急点検 (9) 農業用水及び非常用水の確保	土地改良区 ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 警戒宣言発令時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (7) 関係機関との連携による応急対策の実施 (4) 所管施設の緊急点検 (9) 農業用水及び非常用水の確保	
	公益社団法人静岡県栄養士会 ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	公益社団法人静岡県栄養士会 ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	
	一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人静岡県建設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	富士山静岡空港株式会社 ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等	富士山静岡空港株式会社 ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -31		エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援		エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援	表記の適正化 指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
	第2章 平常時対策 第3節 地震防災訓練の実施 3 防災関係機関 (略)		第2章 平常時対策 第3節 地震防災訓練の実施 3 防災関係機関 (略)		
	機 関 名 等	重 点 事 項	機 関 名 等	重 点 事 項	
	経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策	経済産業省関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策	
	国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 警戒宣言等の伝達 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有	国土交通省中部地方整備局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有	
	海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等	海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等	
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導	
	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導	
	日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等	日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等	
	中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -32	都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報	都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報	誤字修正
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達	
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等	
	地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項	地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項	
地震 -32	<p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>○地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>○地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。</p> <p>○県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせる対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>(新設)</p> <p>○業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。</p> <p>○災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p>		<p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>○地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>○地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。</p> <p>○県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせる対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>○「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。</p> <p>○業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。</p> <p>○災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p>		首都直下地震地方緊急対策実施計画の地域防災計画への位置付け
地震	7 地盤災害の予防対策 (略)		7 地盤災害の予防対策 (略)		
	区	分	内	容	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
-35	山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。	山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>
	軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。	軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。	
	液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。	液状化対策の推進	埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。 また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。 地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。	
	大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。	大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。	
地震 -42	第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 地震防災施設整備方針 5 災害防止事業		第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 地震防災施設整備方針 5 災害防止事業		<p>令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、「土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）」から「土砂災害警戒区域」へと表現を変更</p>
	区分	内 容	区分	内 容	
	山崩れ、地すべり等の防止	・地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。	山崩れ、地すべり等の防止	・地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。	
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。	津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備を図る。		
地震 -43	第2節 地震対策緊急整備事業計画 東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成31年度までの40年間である。		第2節 地震対策緊急整備事業計画 東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和元年度までの40年間である。		元号の修正
	(略)		(略)		
地震 -45	4 防災上重要な建物の整備 (略)		4 防災上重要な建物の整備 (略)		
	(3) 学校施設の整備		(3) 学校施設の整備		
地震 -46	区分	内 容	区分	内 容	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧					新					備考	
地震 -48	(略)					(略)					時点更新 令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、「土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）」から「土砂災害警戒区域」へと表現を変更 令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、「土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）」から「土砂災害警戒区域」へと表現を変更	
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要		概算事業費	事業名	事業主体	事業概要			概算事業費
		公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	310校 改築面積 約326,763㎡		百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町	310校 改築面積 約326,763㎡			百万円 41,047
		公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		600校 改築面積 約712,186㎡		128,937	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		600校 改築面積 約713,271㎡			129,211
		公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		782校 補強面積 約1,808,197㎡		65,388	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		782校 補強面積 約1,808,396㎡			65,096
		計		1,692校 延面積 約2,847,146㎡		235,372	計		1,692校 延面積 約2,848,430㎡			235,354
	5 災害の防止事業 (1) 山崩れ、地すべり等の防止					5 災害の防止事業 (1) 山崩れ、地すべり等の防止						
	区分	内 容				区分	内 容					
	事業の目的	・地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。 ・市町事業については、整備の促進を図る。				事業の目的	地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。 ・市町事業については、整備の促進を図る。					
	整備の水準	・地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定をすすめるとともに、防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。 ・人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を行う。				整備の水準	・土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。 人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を行う。					
(略)	(略)				(略)	(略)						
地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)					地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)							
分	区	承認計画事業費	事業主体別内容			区	承認計画事業費	事業主体別内容				
			県	市町	その他			県	市町	その他		
	避難地整備		26,682		26,682		26,682		26,682			
避難路整備		63,050	8,272	53,827	951	63,050	8,272	53,827	951			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧						新						備考
	消防用施設整備		49,839		49,839		消防用施設整備		49,839		49,839		
地震 -49	緊急輸送路整備	防 災	35,786	31,326	4,460		緊急輸送路整備	防 災	35,786	31,326	4,460		時点更新
		改 良 等	245,861	212,783	33,078			改 良 等	245,861	212,783	33,078		
		港湾・漁港	11,132	10,684	448			港湾・漁港	11,132	10,684	448		
	通信施設整備		5,424	1,134	4,290		通信施設整備		5,424	1,134	4,290		
	緩衝緑地整備						緩衝緑地整備						
	病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	
		木造・改	10,047	42	7,264	2,741		木造・改	10,047	42	7,264	2,741	
	福祉施設整備	非木造・改	20,238	2,129	4,028	14,081	福祉施設整備	非木造・改	20,238	2,129	4,028	14,081	
		非木造・補	847	176	54	617		非木造・補	847	176	54	617	
		木造・改	41,047		41,047			木造・改	41,047		41,047		
	学校設備(小・中)	非木造・改	128,937		128,937		学校設備(小・中)	非木造・改	129,211		129,211		
		非木造・補	65,388		65,388			非木造・補	65,096		65,096		
		津波対策	54,910	54,910				津波対策	54,910	54,910			
	山崩れ等防止	広域河川	54,910	54,910			山崩れ等防止	広域河川	54,910	54,910			
		海岸 管 建 設	54,696	45,708	8,988			海岸 管 建 設	54,696	45,708	8,988		
		林野 管 地 築	150,917	150,917				林野 管 地 築	150,917	150,917			
	合 計	林野 管 地 築	75,981	75,981			合 計	林野 管 地 築	75,981	75,981			
		農地 管 築	22,252	18,544	3,708			農地 管 築	22,252	18,544	3,708		
		合 計	1,076,025	614,181	439,522	22,322		合 計	1,076,007	614,181	439,504	22,322	
	注 この表は、平成31年3月28日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。						注 この表は、令和2年3月30日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。						
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に続き、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から平成32年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。						第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に続き、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。						元号の修正	
(略)						(略)							

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
地震 -50	2 地域の防災構造化 (略)	2 地域の防災構造化 (略)	
地震 -51	(4) 共同溝等の整備	(4) 共同溝等の整備	
	区分	区分	
	事業の目的	事業の目的	
	整備の水準	整備の水準	
	事業総括表	事業総括表	
	事業名	事業名	
	事業主体	事業主体	
	事業概要	事業概要	
	概算事業費	概算事業費	
	道路事業	道路事業	
	街路事業	街路事業	
	土地区画整理事業	土地区画整理事業	
	計	計	
	(略)	(略)	
地震 -51	3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備	3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備	
	区分	区分	
	事業の目的	事業の目的	
	整備の水準	整備の水準	
	事業総括表	事業総括表	
	事業名	事業名	
	事業主体	事業主体	
	事業概要	事業概要	
	概算事業費	概算事業費	
	道路事業	道路事業	
	政令市	政令市	

時点更新

時点更新

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧					新					備考		
地震 -52				4,480m					4,480m				
			小計	10箇所	15,843			小計	25箇所	6,830		16,293	
		街路事業	県・政令市	街路	2箇所	1,605	街路事業	県・政令市	街路	2箇所		1,605	
			農道事業	農道	1箇所	464		農道事業	農道	1箇所		464	
		計		13箇所	17,912	計		28箇所	18,362				
	(略)					(略)							
	4 防災上重要な建物の整備					4 防災上重要な建物の整備							
	地震 -52												時点更新
				小計					小計				
			街路事業	県・政令市	街路	2箇所	1,605	街路事業	県・政令市	街路		2箇所	
農道事業				農道	1箇所	464	農道事業		農道	1箇所	464		
計				13箇所	17,912	計		28箇所	18,362				
(略)					(略)								
4 防災上重要な建物の整備					4 防災上重要な建物の整備								
(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備					(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備								
区分		内 容				区分	内 容						
事業の目的		(略)				事業の目的	(略)						
整備の水準	(略)				整備の水準	(略)							
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費				
	公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)	6,588 百万円		公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)	6,469 百万円				
	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園(園舎2棟)	150		公立幼稚園施設整備事業	市町	2園(園舎2棟)	105				
	計		48校・園(56棟)	6,738		計		48校・園(56棟)	6,574				
(略)					(略)								

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧							新							備考
	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)							地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)							
	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				
国				県	市町	その他	国				県	市町	その他		
地震 -55	避難地	一次避難地(都市公園)	1,431			1,431		避難地	一次避難地(都市公園)	1,431			1,431		時点更新
	避難路	農道等	1,407		1,407		避難路	農道等	1,407		1,407				
		区画整理等	4,628			4,608	20		区画整理等	4,628			4,608	20	
	消防用施設	河川施設	80		80			消防用施設	河川施設	80		80			
		消防施設	12,556			10,314	2,242		消防施設	12,556			10,314	2,242	
	緊急輸送路	農道	464		464			緊急輸送路	農道	464		464			
		道路	15,843		2,013	13,830			道路	16,293		2,013	14,280		
		街路	1,605		1,000	605			街路	1,605		1,000	605		
	共同溝等	道路	2,027		404	1,623		共同溝等	道路	2,159		404	1,755		
		街路	990		250	740			街路	990		250	740		
		区画整理等	305			305			区画整理等	305			305		
	公立幼稚園・ 小中学校	校舎	2,890			2,890		公立幼稚園・ 小中学校	校舎	2,890			2,890		
		屋内運動場	3,698			3,698			屋内運動場	3,579			3,579		
		園舎	150			150			園舎	105			105		
	公的建造物	社会教育施設	629			629		公的建造物	社会教育施設	629			629		
	津波対策	国土交通省港湾局 所管海岸	315		315			津波対策	国土交通省港湾局 所管海岸	315		315			
	土砂災害対策	砂防設備	2,287		2,287			土砂災害対策	砂防設備	2,287		2,287			
	防災行政無線	防災無線通信設 備	2,574			2,574		防災行政無線	防災無線通信設 備	2,574			2,574		
	水、自家発電設備 等	配水池	866			866		水、自家発電設備 等	配水池	866			866		
		公立学校プール	196			196			公立学校プール	196			196		
備蓄倉庫	備蓄倉庫	27			27		備蓄倉庫	備蓄倉庫	27			27			
老朽住宅密集対策	区画整理等	57			57		老朽住宅密集対策	区画整理等	57			57			
	合計	55,025		8,220	44,543	2,262		合計	55,535		8,220	45,053	2,262		

注 この表は、平成31年3月28日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

注 この表は、令和2年3月30日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考								
(新設)		<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、県及び市町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。</p> <p>また、市町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。</p> <p>なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。</p> <p>I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「静岡県災害対策本部運営要領」に基づき「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。 関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。 <table border="1" data-bbox="1368 863 2496 1020"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</td> <td>情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「静岡県災害対策本部運営要領」に基づき「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。</p> <p>関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1368 1409 2496 1881"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</td> <td>警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。	区 分	内 容	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。	<p>「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年5月31日中央防災会議決定）において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について定めるもの。</p>
区 分	内 容										
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。										
区 分	内 容										
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考				
		<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知</p> <p>県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。</p> <p>県及び市町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。</p> <p>第3節 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県及び市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>第4節 県及び市町のとるべき措置</p> <p>県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>県及び市町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</p> <p>Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「静岡県災害対策本部運営要領」に基づき「災害警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。</p> <p>県の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1368 1482 2504 1908"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 1488 1673 1520">区 分</th> <th data-bbox="2104 1488 2258 1520">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 1526 1834 1598">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</td> <td data-bbox="1855 1526 2504 1908"> <p>災害警戒本部</p> <p>本部長である知事の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>イ 必要な事業を継続するための措置</p> <p>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p> <p>エ 施設及び設備等の点検</p> <p>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>災害警戒本部</p> <p>本部長である知事の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>イ 必要な事業を継続するための措置</p> <p>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p> <p>エ 施設及び設備等の点検</p> <p>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</p>	
区 分	内 容						
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>災害警戒本部</p> <p>本部長である知事の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>イ 必要な事業を継続するための措置</p> <p>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p> <p>エ 施設及び設備等の点検</p> <p>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</p>						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
		<p>カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保</p> <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>	
		<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知</p> <p>県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に係る事項について周知するものとする。</p> <p>県及び市町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動」に準ずる。</p> <p>第3節 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県及び市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。</p> <p>事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域 ・高齢者等事前避難対象地域 事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域 <p>県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p> <p>県及び市町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
		<p>1 地域住民等の事前避難行動等</p> <p>(1) 基本方針 市町長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 事前避難対象地域の設定 市町は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定し明示するものとする。なお、昼間には避難が可能であるが、夜間（就寝時）には津波からの緊急避難が困難と想定される地域においては、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも可能とする。 また、事前避難対象地域が定まるまでの間、市町は、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象とした地域（山・がけ崩れを除く）を事前避難対象地域に暫定的に位置付けることができる。</p> <p>(3) 避難勧告等の基準 市町長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難勧告等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難勧告等を発表することも可能とする。 ・住民事前避難対象地域：避難勧告 ・高齢者等事前避難対象地域：避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(4) 避難勧告等の伝達方法 市町長は、避難勧告等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>(5) 避難に関する情報の平時からの周知 南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。 このため、県及び市町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。 ア 事前避難対象地域の地区名等 イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認 ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認 エ 避難行動における注意事項</p> <p>(6) 避難計画の作成 市町は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
		<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 基本方針 事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。 また、市町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。</p> <p>(2) 避難所の設置及び避難生活</p> <p>ア 避難生活者 ・事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。</p> <p>イ 設置場所 ・市町があらかじめ定めた施設に設置するものとする。</p> <p>ウ 設置期間 ・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。</p> <p>エ 避難所の運営 ・避難者が自ら行うことを基本とし、市町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。</p> <p>第5節 消防機関等の活動 市町は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。 ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</p> <p>第6節 警備対策 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達 (2) 不法事案等の予防及び取締り (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援</p> <p>第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 水道 市町等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>2 電気 電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>3 ガス ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
		<p>ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。</p> <p>4 通信 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。</p> <p>5 放送 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。 また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。</p> <p>第8節 金融 金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。</p> <p>第9節 交通 1 道路 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p> <p>2 海上及び航空 海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。</p> <p>3 鉄道 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																				
		<p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。</p> <p>第10節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策</p> <p>1 防災上重要な施設に対する措置</p> <p>防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1448 478 1507 516">区 分</th> <th data-bbox="1970 478 2030 516">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1383 520 1626 558">港湾及び漁港施設等</td> <td data-bbox="1679 520 2504 747"> <ul style="list-style-type: none"> 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 751 1626 789">河川及び海岸保全施設</td> <td data-bbox="1679 751 2504 936"> <ul style="list-style-type: none"> 水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。 施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 940 1626 1020">ダム、ため池及び用水路</td> <td data-bbox="1679 940 2504 1083"> <p>ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1087 1626 1125">道路</td> <td data-bbox="1679 1087 2504 1167"> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1171 1626 1251">砂防、地すべり、急傾斜地、治山等</td> <td data-bbox="1679 1171 2504 1356"> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1360 1626 1440">工事中の公共施設、建築物、その他</td> <td data-bbox="1679 1360 2504 1461"> <p>地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1486 1626 1608">本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎</td> <td data-bbox="1679 1486 2504 1629"> <p>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1633 1626 1713">水道水供給施設及び工業用水道施設</td> <td data-bbox="1679 1633 2504 1713"> <p>溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1759 1626 1797">富士山静岡空港</td> <td data-bbox="1679 1759 2504 1902"> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。</p> <p>また、後発地震の発生に備えて、空港関係者と調整し、大規模な広域防災拠点として使用するため、事前に必要な体制整備をするものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。 	河川及び海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> 水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。 施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。 	ダム、ため池及び用水路	<p>ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。</p>	道路	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p>	砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。 	工事中の公共施設、建築物、その他	<p>地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。</p>	本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	<p>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。</p>	水道水供給施設及び工業用水道施設	<p>溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。</p>	富士山静岡空港	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。</p> <p>また、後発地震の発生に備えて、空港関係者と調整し、大規模な広域防災拠点として使用するため、事前に必要な体制整備をするものとする。</p>	
区 分	内 容																						
港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。 																						
河川及び海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> 水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。 施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。 																						
ダム、ため池及び用水路	<p>ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。</p>																						
道路	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</p>																						
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。 																						
工事中の公共施設、建築物、その他	<p>地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。</p>																						
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	<p>本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。</p>																						
水道水供給施設及び工業用水道施設	<p>溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。</p>																						
富士山静岡空港	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。</p> <p>また、後発地震の発生に備えて、空港関係者と調整し、大規模な広域防災拠点として使用するため、事前に必要な体制整備をするものとする。</p>																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考												
		<p>る。</p> <p>2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置</p> <p>県が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。</p> <p>なお、県以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1377 516 1525 554">区分</th> <th data-bbox="1893 516 2160 554">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 558 1525 827">各施設が共通して定める事項</td> <td data-bbox="1584 558 2504 827"> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 831 1525 978">施設の特性に応じた主要な個別事項</td> <td data-bbox="1584 831 2504 1913"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1584 869 1733 1178">病院</td> <td data-bbox="1762 869 2504 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1182 1733 1682">学校</td> <td data-bbox="1762 1182 2504 1682"> <p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1686 1733 1913">社会福祉施設</td> <td data-bbox="1762 1686 2504 1913"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入居又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	各施設が共通して定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 	施設の特性に応じた主要な個別事項	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1584 869 1733 1178">病院</td> <td data-bbox="1762 869 2504 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1182 1733 1682">学校</td> <td data-bbox="1762 1182 2504 1682"> <p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1686 1733 1913">社会福祉施設</td> <td data-bbox="1762 1686 2504 1913"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入居又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 	学校	<p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入居又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動</p>	
区分	内 容														
各施設が共通して定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 														
施設の特性に応じた主要な個別事項	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1584 869 1733 1178">病院</td> <td data-bbox="1762 869 2504 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1182 1733 1682">学校</td> <td data-bbox="1762 1182 2504 1682"> <p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1686 1733 1913">社会福祉施設</td> <td data-bbox="1762 1686 2504 1913"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入居又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動</p> </td> </tr> </tbody> </table>	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 	学校	<p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入居又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動</p>								
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 														
学校	<p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 														
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入居又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動</p>														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																																																
地震 -57	<p>第4章 地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>1 県</p> <p>（略）</p>	<p>や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されること とから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、注 水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合 は垂直避難も検討するよう努める。</p> <p>・事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、 避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合におい て、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。</p>																																																	
地震 -59	<p>「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行 い、事態の推移に伴い、状況により 他の職員を動員できる体制</td> <td>気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震に関連す る調査情報（臨時）」 を発表したとき</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外 交局、危機管理部、文化・観光 部観光交流局、空港振興局、交 通基盤部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な地域局、空港管理事務所、 土木事務所、港管理事務所、港 管理局、漁港管理事務所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動 員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県 地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、 地震防災応急対策の準備等を行なう体制 （ただし勤務時間内においては通常業務 に支障が生じないよう留意）</td> <td>気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震注意情 報」を発表したとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体 制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本 部を設置し、全職員で情報の収集及び地 震災害応急対策を実施する体制</td> <td>「警戒宣言」が発令 されたとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	配備局等		事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行 い、事態の推移に伴い、状況により 他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震に関連す る調査情報（臨時）」 を発表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外 交局、危機管理部、文化・観光 部観光交流局、空港振興局、交 通基盤部			出先	必要な地域局、 空港管理事務所 、 土木事務所、港管理事務所、港 管理局、漁港管理事務所	【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動 員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県 地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、 地震防災応急対策の準備等を行なう体制 （ただし勤務時間内においては通常業務 に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震注意情 報」を発表したとき	県職員全員		【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体 制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本 部を設置し、全職員で情報の収集及び地 震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令 されたとき	県職員全員		<p>第11節 滞留旅客等に対する措置</p> <p>市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護 等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。</p> <p>市町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な 避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものと する。</p> <p>第4-2章 地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>1 県</p> <p>（略）</p> <p>「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">配備局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行 い、事態の推移に伴い、状況により 他の職員を動員できる体制</td> <td>気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震に関連す る調査情報（臨時）」 を発表したとき</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外 交局、危機管理部、スポーツ・ 文化観光部観光交流局、空港振 興局、交通基盤部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出先</td> <td>必要な地域局、土木事務所、港 管理事務所、港管理局、漁港管 理事務所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動 員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県 地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、 地震防災応急対策の準備等を行なう体制 （ただし勤務時間内においては通常業務 に支障が生じないよう留意）</td> <td>気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震注意情 報」を発表したとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体 制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本 部を設置し、全職員で情報の収集及び地 震災害応急対策を実施する体制</td> <td>「警戒宣言」が発令 されたとき</td> <td colspan="2">県職員全員</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	配備局等		事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行 い、事態の推移に伴い、状況により 他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震に関連す る調査情報（臨時）」 を発表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外 交局、危機管理部、 スポーツ・ 文化観光部観光交流局、空港振 興局、交通基盤部			出先	必要な地域局、土木事務所、港 管理事務所、港管理局、漁港管 理事務所	【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動 員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県 地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、 地震防災応急対策の準備等を行なう体制 （ただし勤務時間内においては通常業務 に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震注意情 報」を発表したとき	県職員全員		【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体 制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本 部を設置し、全職員で情報の収集及び地 震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令 されたとき	県職員全員		<p>南海トラフ地震臨時情報発表時の 防災対応について定める第4章を 新設することに伴う章番号の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>
配備体制		配備基準	配備局等																																																
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行 い、事態の推移に伴い、状況により 他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震に関連す る調査情報（臨時）」 を発表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外 交局、危機管理部、文化・観光 部観光交流局、空港振興局、交 通基盤部																																															
			出先	必要な地域局、 空港管理事務所 、 土木事務所、港管理事務所、港 管理局、漁港管理事務所																																															
【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動 員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県 地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、 地震防災応急対策の準備等を行なう体制 （ただし勤務時間内においては通常業務 に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震注意情 報」を発表したとき	県職員全員																																																
【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体 制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本 部を設置し、全職員で情報の収集及び地 震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令 されたとき	県職員全員																																																
配備体制		配備基準	配備局等																																																
事前配備体制	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行 い、事態の推移に伴い、状況により 他の職員を動員できる体制	気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震に関連す る調査情報（臨時）」 を発表したとき	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外 交局、危機管理部、 スポーツ・ 文化観光部観光交流局、空港振 興局、交通基盤部																																															
			出先	必要な地域局、土木事務所、港 管理事務所、港管理局、漁港管 理事務所																																															
【地震災害警戒本部設置準備体制（全職員動 員体制）】 情報の収集及び連絡活動のほか、静岡県 地震災害警戒本部・方面本部の設置準備、 地震防災応急対策の準備等を行なう体制 （ただし勤務時間内においては通常業務 に支障が生じないよう留意）		気象庁が東海地震に 関連する情報である 「東海地震注意情 報」を発表したとき	県職員全員																																																
【地震災害警戒本部設置体制（全職員動員体 制）】 直ちに静岡県地震災害警戒本部・方面本 部を設置し、全職員で情報の収集及び地 震災害応急対策を実施する体制		「警戒宣言」が発令 されたとき	県職員全員																																																

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
地震 -59	<p>「静岡県地震災害警戒本部編成図」</p> <p>本部長（知事） 県防災会議 副本部長（副知事、警察本部長） 危機管理監 本部員 危機管理監補佐（危機管理部長兼危機管理監代理） 指令部 総括班、総務班、対策班、情報班、広報班、原子力班、通信班 空港現地運用班 教育長、知事戦略監、地域外交監、政策推進担当部長、危機管理監代理、危機管理部長代理兼危機管理部長代理、危機報道監兼危機管理監代理、経営管理部長、くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、出納局長、企業局長</p> <p>知事直轄部、経営管理部、くらし・環境部、文化・観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部、出納部、企業部、がんセンター部、議会部、人事委員会、監査委員会、労働委員会、収用委員会、教育部、警察部、中央連絡部</p>	<p>「静岡県地震災害警戒本部編制図」</p> <p>本部長（知事） 県防災会議 副本部長（副知事、警察本部長） 危機管理監 本部員 指令部 対策グループ、情報グループ、中長期グループ、総務班、広報班、原子力班、通信班 空港現地運用班 教育長、知事戦略監、政策推進担当部長、地域外交担当部長、危機管理部長代理兼危機管理部長代理、危機報道官、危機管理監代理、危機管理監代理、経営管理部長、くらし・環境部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、出納局長、企業局長</p> <p>知事直轄部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部、出納部、企業部、がんセンター部、議会部、人事委員会、監査委員会、労働委員会、収用委員会、教育部、警察部、中央連絡部</p>	<p>誤字修正 誤植の修正 静岡県地震災害警戒本部運営要領の改正に伴う修正 組織改編に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																				
地震 -60	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」 (略)</p> <p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p>	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」 (略)</p> <p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p>	<p>誤字修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>																				
地震 -64	<p>3 防災関係機関 (2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構</td> <td>ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社東海支社</td> <td>ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時的に停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集	日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時的に停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止	日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報	<p>3 防災関係機関 (2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構</td> <td>ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社東海支社</td> <td>ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時的に停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集	日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時的に停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止	日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報	
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																						
独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備																						
独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集																						
日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時的に停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止																						
日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報																						
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																						
独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備																						
独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集																						
日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時的に停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止																						
日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	<p>日本赤十字社静岡県支部 ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>日本放送協会 ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送</p> <p>中日本高速道路株式会社 ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検</p> <p>東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社 ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置</p>	<p>日本赤十字社静岡県支部 ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>日本放送協会 ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送</p> <p>中日本高速道路株式会社 ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検</p> <p>東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社 ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置</p> <p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスマナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社 LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送</p> <p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保</p> <p>電源開発株式会社 必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施</p> <p>KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>	<p>指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）</p> <p>指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）</p> <p>指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考		
地震 -65	一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	指定公共機関の新規指定に伴う修 正（令和2年4月1日内閣府告示 第28号）		
	(3)指定地方公共機関			(3)指定地方公共機関	
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置		機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
	一般社団法人静岡県医師 会 一般社団法人静岡県歯科 医師会 公益社団法人静岡県薬剤 師会 公益社団法人静岡県看護 協会 公益社団法人静岡県病院 協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備		一般社団法人静岡県医師 会 一般社団法人静岡県歯科 医師会 公益社団法人静岡県薬剤 師会 公益社団法人静岡県看護 協会 公益社団法人静岡県病院 協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置		都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
	一般社団法人静岡県 LP ガ ス協会	ア 需要家に対する LP ガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置		一般社団法人静岡県 LP ガ ス協会	ア 需要家に対する LP ガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
	静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立		静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報		静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	ア 警戒宣言の伝達、東海地震予知情報 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会 社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急 対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送		静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会 社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急 対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
	一般社団法人静岡県トラック 協会 一般社団法人静岡県バス 協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確 保		一般社団法人静岡県トラック 協会 一般社団法人静岡県バス 協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確 保
	土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検		土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

誤字修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																																
地震 -73	<p>第7節 避難活動 1 避難対策</p>	<p>第7節 避難活動 1 避難対策</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 275 278 310">区分</th> <th data-bbox="278 275 1311 310">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 310 278 982">基本方針</td> <td data-bbox="278 310 1311 982"> <p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 982 278 1129"></td> <td data-bbox="278 982 1311 1129"> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1129 278 1402">避難のための勧告及び指示</td> <td data-bbox="278 1129 1311 1402"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="278 1129 421 1207">勧告・指示の基準</td> <td data-bbox="421 1129 1311 1207">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="278 1207 421 1402">勧告・指示の伝達方法</td> <td data-bbox="421 1207 1311 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1402 278 1906"></td> <td data-bbox="278 1402 1311 1906"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="278 1402 421 1612">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="421 1402 1311 1906"> <ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	基本方針	<p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p>		<p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>	避難のための勧告及び指示	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="278 1129 421 1207">勧告・指示の基準</td> <td data-bbox="421 1129 1311 1207">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="278 1207 421 1402">勧告・指示の伝達方法</td> <td data-bbox="421 1207 1311 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 </td> </tr> </tbody> </table>	勧告・指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。	勧告・指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="278 1402 421 1612">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="421 1402 1311 1906"> <ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） </td> </tr> </tbody> </table>	避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 275 1460 310">区分</th> <th data-bbox="1460 275 2493 310">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 310 1460 982">基本方針</td> <td data-bbox="1460 310 2493 982"> <p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 982 1460 1129"></td> <td data-bbox="1460 982 2493 1129"> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1129 1460 1402">避難のための勧告及び指示</td> <td data-bbox="1460 1129 2493 1402"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 1129 1602 1207">勧告・指示の基準</td> <td data-bbox="1602 1129 2493 1207">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 1207 1602 1402">勧告・指示の伝達方法</td> <td data-bbox="1602 1207 2493 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1402 1460 1906"></td> <td data-bbox="1460 1402 2493 1906"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 1402 1602 1612">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="1602 1402 2493 1906"> <ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等） </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	基本方針	<p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p>		<p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>	避難のための勧告及び指示	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 1129 1602 1207">勧告・指示の基準</td> <td data-bbox="1602 1129 2493 1207">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 1207 1602 1402">勧告・指示の伝達方法</td> <td data-bbox="1602 1207 2493 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 </td> </tr> </tbody> </table>	勧告・指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。	勧告・指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 1402 1602 1612">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="1602 1402 2493 1906"> <ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等） </td> </tr> </tbody> </table>	避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等） 	<p>表現の適正化</p>
区分	内容																																		
基本方針	<p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p>																																		
	<p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>																																		
避難のための勧告及び指示	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="278 1129 421 1207">勧告・指示の基準</td> <td data-bbox="421 1129 1311 1207">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="278 1207 421 1402">勧告・指示の伝達方法</td> <td data-bbox="421 1207 1311 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 </td> </tr> </tbody> </table>	勧告・指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。	勧告・指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 																														
勧告・指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。																																		
勧告・指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 																																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="278 1402 421 1612">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="421 1402 1311 1906"> <ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） </td> </tr> </tbody> </table>	避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） 																																
避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） 																																		
区分	内容																																		
基本方針	<p>(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。</p> <p>なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p>																																		
	<p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>																																		
避難のための勧告及び指示	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 1129 1602 1207">勧告・指示の基準</td> <td data-bbox="1602 1129 2493 1207">市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1460 1207 1602 1402">勧告・指示の伝達方法</td> <td data-bbox="1602 1207 2493 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 </td> </tr> </tbody> </table>	勧告・指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。	勧告・指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 																														
勧告・指示の基準	市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。																																		
勧告・指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。 また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。 市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。 																																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1460 1402 1602 1612">避難に関する周知事項</td> <td data-bbox="1602 1402 2493 1906"> <ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等） </td> </tr> </tbody> </table>	避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等） 																																
避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等） 																																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧			新			備考
	警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関するの周知事項」に準じて周知を図る。	警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関するの周知事項」に準じて周知を図る。	
	避難計画の作成		<ul style="list-style-type: none"> 避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。 	避難計画の作成		<ul style="list-style-type: none"> 避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。 	
	避難状況の報告		<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 市町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 市町等に対する要請事項</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>	避難状況の報告		<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 市町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 市町等に対する要請事項</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>	
地震 -78	<p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。</p> <p>東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p>			<p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。</p> <p>東海地震注意情報発表時においては、県、市町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p>			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考														
地震 -79	<p>準備的措置</p> <p>ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ウ 県及び市町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼びかける。 エ 県及び市町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 オ 県及び市町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 カ 県民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。</p>	<p>準備的措置</p> <p>ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ウ 県及び市町は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼びかける。 エ 県及び市町は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 オ 県及び市町は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 カ 県民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。</p>															
	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>1 食料及び日用品の確保</p> <p>(1) 調達方針</p> <p>ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。 イ 県又は市町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。 ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。</p> <p>(2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置</p> <table border="1" data-bbox="192 1155 1329 1753"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td><u>農林水産省政策統括官付貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 <u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。	市町	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。	防災関係機関	<u>農林水産省政策統括官付貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 <u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	<p>【警戒宣言発令時】</p> <p>1 食料及び日用品の確保</p> <p>(1) 調達方針</p> <p>ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。 イ 県又は市町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。 ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。</p> <p>(2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置</p> <table border="1" data-bbox="1380 1155 2507 1753"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td><u>農林水産省政策統括官付貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 <u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。	市町	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。	防災関係機関
実施主体	内 容																
県	ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。																
市町	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。																
防災関係機関	<u>農林水産省政策統括官付貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 <u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握																
実施主体	内 容																
県	ア 市町長の要請に応じ、当該市町域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した県内の物資保有者とする。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。 ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、国に対し調達を要請する。 エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、保管命令を発する。 オ 広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。																
市町	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。																
防災関係機関	<u>農林水産省政策統括官付貿易業務課</u> 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 <u>農林水産省関東農政局静岡県拠点</u> 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握																

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																											
	<p>経済産業省関東経済産業局 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p>日本赤十字社静岡県支部 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p> <p>自主防災組織及び県民 ・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 ・また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</p>	<p>経済産業省関東経済産業局 県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。</p> <p>日本赤十字社静岡県支部 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、県を通して県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。</p> <p>自主防災組織及び県民 ・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 ・また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</p>	<p>静岡県と県トラック協会等との協定に基づいた協力として行われることを理由とする修正</p>																											
<p>地震 -87</p>	<p>(3) 調達が必要となる緊急物資 警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 <各施設・事業所の計画において定める個別事項> 各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。</p> <table border="1" data-bbox="163 989 1308 1927"> <thead> <tr> <th>施設・事業所</th> <th>東海地震注意情報発表時</th> <th>第12節 地震防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の講ずる個別事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院・診療所</td> <td>【東海地震注意情報発表時】</td> <td>【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒宣言発令時</td> <td>【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 </td> </tr> <tr> <td>百貨店・スーパー等</td> <td>警戒宣言発令時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設・事業所	東海地震注意情報発表時	第12節 地震防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の講ずる個別事項	病院・診療所	【東海地震注意情報発表時】	【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。		警戒宣言発令時	【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。		東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 	百貨店・スーパー等	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 	<p>(3) 調達が必要となる緊急物資 警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市町は、県に対して緊急物資の調達を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 <各施設・事業所の計画において定める個別事項> 各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。</p> <table border="1" data-bbox="1350 989 2496 1927"> <thead> <tr> <th>施設・事業所</th> <th colspan="2">地震防災応急計画に定める個別事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">病院・診療所</td> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の講ずる個別事項 【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td>警戒宣言発令時</td> <td>【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">百貨店・スーパー等</td> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 </td> </tr> <tr> <td>警戒宣言発令時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等 </td> </tr> </tbody> </table>	施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項		病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の講ずる個別事項 【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。	警戒宣言発令時	【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。	百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等
施設・事業所	東海地震注意情報発表時	第12節 地震防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の講ずる個別事項																												
病院・診療所	【東海地震注意情報発表時】	【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。																												
	警戒宣言発令時	【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。																												
	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 																												
百貨店・スーパー等	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 																												
施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項																													
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の講ずる個別事項 【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。																												
	警戒宣言発令時	【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。																												
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 																												
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 県や市町等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等 																												

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧			新			備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 			<p>の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。 	
	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。 	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。 	
	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	警戒宣言発令時		火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	警戒宣言発令時		
	鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。	鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 <small>(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)</small>	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。	
	警戒宣言発令時	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。	警戒宣言発令時	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、旅客船、静岡空港に準ずる。	
学校・幼稚園・保育所・認定こども園	<p>○県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。</p> <p>○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p> <p>○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</p>			学校・幼稚園・保育所・認定こども園		<p>○県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。</p> <p>○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p> <p>○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</p>	方針から目標への変更 マニュアルの名称変更

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考	
		東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 	
		警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 	
	社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置 	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置 	
		警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送 	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送 	
	放送事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の5放送に準ずる。	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の5放送に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の5放送に準ずる。	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の5放送に準ずる。	
	鉾山	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時に実施する退避措置や応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。 	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時に実施する退避措置や応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧			新			備考
その他の施設又は事業		警戒宣言発令時	構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急的保安措置を実施する。		警戒宣言発令時	構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急的保安措置を実施する。	
	貯木場	東海地震注意情報発表時	第1 1 節 県有施設設備の防災措置の2 公共施設等の【東海地震注意情報発表時】港湾及び漁港施設等に準ずる。	貯木場	東海地震注意情報発表時	第1 1 節 県有施設設備の防災措置の2 公共施設等の【東海地震注意情報発表時】港湾及び漁港施設等に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第1 1 節 県有施設設備の防災措置の2 公共施設等の【警戒宣言発令時】港湾及び漁港施設等に準ずる。		警戒宣言発令時	第1 1 節 県有施設設備の防災措置の2 公共施設等の【警戒宣言発令時】港湾及び漁港施設等に準ずる。	
	動物園	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。 	動物園	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。 	
		警戒宣言発令時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。		警戒宣言発令時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。	
	道路	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。	道路	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。	
	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。	
		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。	
	水道事業	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。	水道事業	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。	
	電気事業	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。	電気事業	東海地震注意情報発表時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。	
		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。		警戒宣言発令時	第1 2 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。	
	従業員1000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。 	従業員1000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。 	
警戒宣言発令時		防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。	警戒宣言発令時		防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考										
地震 -92	<p>第15節 南海トラフ地震臨時情報発表時の県の防災対応について 南海トラフ地震臨時情報発表時の県の防災対応の概要について定める。</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」発表時の県が実施する防災対応等について</p> <table border="1" data-bbox="160 352 1314 1745"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 359 457 390">区 分</th> <th data-bbox="795 359 1121 390">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 415 617 487">南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</td> <td data-bbox="617 401 1314 512">事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 709 617 781">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</td> <td data-bbox="617 518 1314 978">警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1255 617 1327">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</td> <td data-bbox="617 984 1314 1600">警戒本部体制 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 各部局危機担当監等で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1619 617 1730">県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</td> <td data-bbox="617 1619 1314 1709">既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 各部局危機担当監等で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。	県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等	既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。	(削除)	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について定める第4章を新設することに伴う削除
区 分	内 容												
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。												
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。												
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 各部局危機担当監等で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。												
県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等	既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。												

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																														
地震 -95 地震 -96	<p>第5章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 1 県 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき </td> <td>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td> 本庁 危機管理部、文化・観光部空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局(※1)、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所 </td> </tr> <tr> <td> 【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき </td> <td>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td> 本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局(※2)、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所 </td> </tr> <tr> <td> 【災害対策本部設置準備体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5強の地震を観測し気象庁が発表したとき </td> <td> 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 ※他の職員は参集の準備 </td> <td> 本庁 災害対策本部員、指令部各班員等、各部各班員(※3) 出先 必要な方面本部の指令班員（市町情報収集要員含む）及び方面本部各班員、拠点要員(※3) </td> </tr> <tr> <td> 【災害対策本部設置準備体制（全職員動員体制）】 県内の震度観測点で震度6（弱・強）、震度7の地震を観測し気象庁が発表したとき </td> <td> 全職員で被災情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置して支援のできる体制 </td> <td>県職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。 ※2 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。 ※3 各部各班員、方面本部各班員、拠点要員のうち、必要な要員</p>	配備体制	配備内容	配備部局等	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 危機管理部、文化・観光部空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局(※1)、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所	【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局(※2)、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所	【災害対策本部設置準備体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5強の地震を観測し気象庁が発表したとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 ※他の職員は参集の準備	本庁 災害対策本部員、指令部各班員等、各部各班員(※3) 出先 必要な方面本部の指令班員（市町情報収集要員含む）及び方面本部各班員、拠点要員(※3)	【災害対策本部設置準備体制（全職員動員体制）】 県内の震度観測点で震度6（弱・強）、震度7の地震を観測し気象庁が発表したとき	全職員で被災情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置して支援のできる体制	県職員全員	<p>第5章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 1 県 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【情報収集体制】 震度4 </td> <td>関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td> 危機管理部当番 交通基盤部当番 地域局当番※1 等 </td> </tr> <tr> <td> 【警戒体制】 震度5弱 </td> <td>事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制</td> <td> 危機管理部要員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局当番※1 等 </td> </tr> <tr> <td> 【特別警戒体制】 震度5強 </td> <td>全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部等に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)</td> <td> 危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局要員※2 等 </td> </tr> <tr> <td> 【災害対策本部】 震度6弱以上 </td> <td>全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)</td> <td>全職員参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。 ※2 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。 (削除)</p>	配備体制	配備内容	配備部局等	【情報収集体制】 震度4	関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制	危機管理部当番 交通基盤部当番 地域局当番※1 等	【警戒体制】 震度5弱	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	危機管理部要員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局当番※1 等	【特別警戒体制】 震度5強	全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部等に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)	危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局要員※2 等	【災害対策本部】 震度6弱以上	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)	全職員参集	静岡県地震災害警戒本部運営要領の改正に伴う修正
配備体制	配備内容	配備部局等																															
【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度4の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁 危機管理部、文化・観光部空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局(※1)、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																															
【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部 出先 必要な地域局(※2)、空港管理事務所、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																															
【災害対策本部設置準備体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5強の地震を観測し気象庁が発表したとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 ※他の職員は参集の準備	本庁 災害対策本部員、指令部各班員等、各部各班員(※3) 出先 必要な方面本部の指令班員（市町情報収集要員含む）及び方面本部各班員、拠点要員(※3)																															
【災害対策本部設置準備体制（全職員動員体制）】 県内の震度観測点で震度6（弱・強）、震度7の地震を観測し気象庁が発表したとき	全職員で被災情報の収集及び応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置して支援のできる体制	県職員全員																															
配備体制	配備内容	配備部局等																															
【情報収集体制】 震度4	関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制	危機管理部当番 交通基盤部当番 地域局当番※1 等																															
【警戒体制】 震度5弱	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	危機管理部要員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局当番※1 等																															
【特別警戒体制】 震度5強	全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部等に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)	危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各部局危機管理担当課 地域局要員※2 等																															
【災害対策本部】 震度6弱以上	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)	全職員参集																															

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
地震 -97	3 防災関係機関 (1)指定地方行政機関	3 防災関係機関 (1)指定地方行政機関	
	機 関 名	機 関 名	
	警察庁関東管区警察局	警察庁関東管区警察局	
	災害応急対策として講ずる措置	災害応急対策として講ずる措置	
	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整	
	総務省東海総合通信局	総務省東海総合通信局	
	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	
	財務省東海財務局	財務省東海財務局	
	被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置	被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置	
	厚生労働省東海北陸厚生局	厚生労働省東海北陸厚生局	
災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整		
厚生労働省静岡労働局	厚生労働省静岡労働局		
事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導	事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導		
農林水産省関東農政局	農林水産省関東農政局		
農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること		
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省関東農政局 静岡県拠点		
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握		
林野庁関東森林管理局	林野庁関東森林管理局		
県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給		
経済産業省関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局		
防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6	防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る) を除く。)	月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る) を除く。)	
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安定供給に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	<p>ア 電気の安定供給に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安定供給に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事</p> <p>ウ 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡)</p> <p>エ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)) を除く。)</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事</p> <p>ウ 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡)</p> <p>エ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)) を除く。)</p>	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	<p>ア 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和 31 年 9 月 29 日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成 20 年 10 月 31 日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。))、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。)</p> <p>イ ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成 17 年 6 月 30 日における旧周智郡春野町の区域を除く。)) 及び袋井市 (平成 17 年 3 月 31 日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める</p> <p>ア 施設対策等</p> <p>(ア) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(イ) 道路施設対策等</p> <p>(ウ) 港湾施設対策等</p> <p>(エ) 営繕施設対策等</p> <p>(オ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める</p> <p>ア 施設対策等</p> <p>(ア) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(イ) 道路施設対策等</p> <p>(ウ) 港湾施設対策等</p> <p>(エ) 営繕施設対策等</p> <p>(オ) 電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	<p>復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報</p>	<p>復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報</p>	
国土交通省中部運輸局	<p>陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	<p>陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>	
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める</p>	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める</p>	
海上保安庁第三管区海上 保安本部	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ 海上における災害に係る救助・救急活動 ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ 海上における災害に係る救助・救急活動 ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -100		エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援		(削除)	関係機関からの意見を反映
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	
	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める	日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める	
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、 こころのケア 及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	
中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協	中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	
(新 設)	(新設)	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報、	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
電源開発株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -101	株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス		株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス		
	(3)指定地方公共機関		(3)指定地方公共機関		
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	
	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く） ウ 災害時口腔ケアの実施（社団法人静岡県歯科医師会）	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く） ウ 災害時口腔ケアの実施（社団法人静岡県歯科医師会）	
	都市ガス会社	ア 二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施	都市ガス会社	ア 二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施	
	一般社団法人静岡県 LP ガス協会	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力	一般社団法人静岡県 LP ガス協会	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力	
	静岡県道路公社	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	静岡県道路公社	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施	
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送	
	一般社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行	一般社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行	

誤字修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -113	土地改良区	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協	土地改良区	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協 力	脱字修正
	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 イ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援	富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 イ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援	
	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	
地震 -132	第7節 避難活動 2 避難所の設置及び避難生活 (1) 基本方針 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 避難所の運営に当たっては、県が作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」や各市町の「避難所運営マニュアル」等を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。		第7節 避難活動 2 避難所の設置及び避難生活 (1) 基本方針 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、各市町の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」(静岡県)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。		「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」の地域防災計画への位置付け 指定公共機関の新規指定に伴う修正(令和2年4月1日内閣府告示第28号)
	第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策(略)		第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策(略)		
	区 分	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、 必要な措置 を講ずる。	区 分	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、 必要な措置 を講ずる。	
	水道(市町)	イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。	水道(市町)	イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。	
電力(東京電力パワーグリッド株式会社)(中部電力株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、火力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる	電力(東京電力パワーグリッド株式会社)(中部電力株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、火力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる		
ガス	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。	ガス	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
通信	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	<p>カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p> <p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	<p>カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p> <p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	表現の適正化
		株式会社 NTT ドコモ東海支社		<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	
	放送(日本放送協会、民間放送会社)	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。</p> <p>ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>	放送(日本放送協会、民間放送会社)	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。</p> <p>ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>	
	市中金融	<p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>	市中金融	<p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>	
鉄道	<p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。</p> <p>ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	鉄道	<p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。</p> <p>ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考		
	道路	<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。</p> <p>ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。</p>	道路	<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。</p> <p>ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。</p>			
	旅客船	<p>ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。</p>	旅客船	<p>ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。</p>			
	静岡空港	<p>ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。</p>	静岡空港	<p>ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。</p>			
第6章 復旧・復興対策		第6章 復旧・復興対策					
第1節 防災関係機関の活動		第1節 防災関係機関の活動					
(略)		(略)					
1 県		1 県					
区	分	内 容		区	分	内 容	
静岡県震災復興本部	設置	<p>・知事は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。</p> <p>・復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</p> <p>・復興本部は静岡県災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、静岡県災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。</p>		静岡県震災復興本部	設置	<p>・知事は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、静岡県震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。</p> <p>・復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。</p> <p>・復興本部は静岡県災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、静岡県災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -135	組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部の編成及び運営は、静岡県震災復興本部条例（仮称）及び静岡県震災復興対策本部運営要領（以下「本部運営要領」という。）の定めるところによる。 ・復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 静岡県震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 国その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金の設立及び運営管理 オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策 	組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部の編成及び運営は、静岡県震災復興本部条例（仮称）及び静岡県震災復興対策本部運営要領（以下「本部運営要領」という。）の定めるところによる。 ・復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 静岡県震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 国その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金の設立及び運営管理 オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策 	
	静岡県災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、 総括 部各班との連絡調整会議を開催する。	静岡県災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、 指令 部各班との連絡調整会議を開催する。	
	防災会議の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整などを行う。 ・招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。 	防災会議の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整などを行う。 ・招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。 	
	震災復興対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。 ・震災復興対策会議の構成及び運営は本部運営要領の定めるところによる。 	震災復興対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。 ・震災復興対策会議の構成及び運営は本部運営要領の定めるところによる。 	
	他の都道府県に対する応援要請	知事は、復旧・復興対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。	他の都道府県に対する応援要請	知事は、復旧・復興対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。	
	4 防災関係機関 (1)指定地方行政機関		4 防災関係機関 (1)指定地方行政機関		
	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	
	警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管内各県警察の相互援助の調整 	警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管内各県警察の相互援助の調整 	
	総務省東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 	総務省東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 	静岡県災害対策本部運営要領の改正に伴う修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -136	財務省東海財務局	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置	財務省東海財務局	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置	同局に昨年度、臨時災害放送局用設備を配備し、地方公共団体等へ貸与することが可能となったため（当該設備の追記）。
	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	
	厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）	厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）	
	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	
	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給	
	経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉦業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）	経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉦業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	
国土交通省関東地方整備局	<p>ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p>	<p>ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p>	
国土交通省中部地方整備局	<p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。</p> <p>ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。</p>	<p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。</p> <p>ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。</p>	
国土交通省中部運輸局	<p><u>陸上輸送に関すること</u></p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p><u>海上輸送に関すること</u></p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	<p><u>陸上輸送に関すること</u></p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p><u>海上輸送に関すること</u></p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置</p>	<p>復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置</p>	
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>イ 地理情報システムの活用を図る。</p> <p>ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	<p>ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>イ 地理情報システムの活用を図る。</p> <p>ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -138	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説	
	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	
	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 (削除)	
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	
	独立行政法人国立病院機構	所管する病院における復旧・復興対策の推進	独立行政法人国立病院機構	所管する病院における復旧・復興対策の推進	
	独立行政法人水資源機構	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じて他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	独立行政法人水資源機構	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じて他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。	日本郵便株式会社東海支社	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。	
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	
日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整	日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整		

関係機関からの意見を反映

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
日本放送協会	<p>ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施</p> <p>エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施</p>	<p>ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施</p> <p>エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施</p>	
中日本高速道路株式会社	<p>ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかという点を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>	<p>ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかという点を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。</p> <p>本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。</p>	<p>災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。</p> <p>本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。</p>	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	<p>ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかという点を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>	<p>ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかという点を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>	
(新設)	(新設)	<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社</p> <p>LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送</p>	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行	<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行</p>	
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	<p>ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかという点を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。</p>	<p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社</p> <p>ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかという点を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。</p>	指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考			
地震 -140	電源開発株式会社	ア 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。	指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）	
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力		指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する		指定公共機関の新規指定に伴う修正（令和2年4月1日内閣府告示第28号）
	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関			
	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項		機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	
	都市ガス会社	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	都市ガス会社	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。		
	一般社団法人静岡県LPガス協会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。	一般社団法人静岡県LPガス協会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。		
	静岡県道路公社	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	静岡県道路公社	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。		
	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社	ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社	ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
	天竜浜名湖鉄道株式会社		天竜浜名湖鉄道株式会社		誤字修正
	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施	
	一般社団法人静岡県トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行	一般社団法人静岡県トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行	
	土地改良区	ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。	土地改良区	ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。	
	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	
	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う	富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う	
	第7節 都市・農山漁村の復興 1 都市・農山漁村復興計画の策定 (略)		第7節 都市・農山漁村の復興 1 都市・農山漁村復興計画の策定 (略)		
	実施主体	内 容	実施主体	内 容	
	県	計画策定本部に設置される策定委員会（63-1 参照）の下部組織として都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を	県	計画策定本部に設置される策定委員会（第6章第3節1 参照）の下部組織として都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -144		策定する。		興計画を策定する。	
	市 町	都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。	市 町	都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。	誤記修正
	第8節 被災者の生活再建支援 1 恒久住宅対策 (略)		第8節 被災者の生活再建支援 1 恒久住宅対策 (略)		
地震 -145	実施主体	内 容	実施主体	内 容	
	住宅復興計画の策定	計画策定本部に設置される策定委員会(63-1参照)の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。	住宅復興計画の策定	計画策定本部に設置される策定委員会(第6章第3節1参照)の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。	
	住宅再建支援	被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。	住宅再建支援	被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。	誤記修正
	民間賃貸住宅の供給促進	民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。	民間賃貸住宅の供給促進	民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。	
	県 公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア 災害公営住宅等の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給に関する役割分担	県 公的住宅に関する協議	次の事項について市町と協議する。 ア 災害公営住宅等の建設に関する役割分担 イ 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給に関する役割分担	
	災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。	災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。 ・静岡県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構に良質な賃貸住宅及び分譲住宅のストックの活用を要請する。	
	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。	住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。	
	市 町 住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。	市 町 住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。	
	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。	
	市 町 災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。	市 町 災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。	
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。	
	第9節 地域経済復興支援 1 産業復興計画の策定 (略)		第9節 地域経済復興支援 1 産業復興計画の策定 (略)		
	実施主体	内 容	実施主体	内 容	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧		新		備考
地震 -149	県	計画策定本部に設置される策定委員会（63-1 参照）の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	県	計画策定本部に設置される策定委員会（第6章第3節1 参照）の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	誤記修正
地震 -149	市 町	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	市 町	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																																																																	
津波 -1	<p>3 津波対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。</p> <p>「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>3 津波対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。</p> <p>「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <p>（略）</p>	首都直下地震地方緊急対策実施計画の地域防災計画への位置付け																																																																	
	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>ウ 管内防災関係機関との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</td> </tr> <tr> <td>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総務省東海総合通信局</td> <td>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</td> </tr> <tr> <td>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</td> </tr> <tr> <td>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</td> </tr> <tr> <td>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 非常通信協議会の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務省東海財務局</td> <td>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</td> </tr> <tr> <td>イ 関係職員の派遣</td> </tr> <tr> <td>ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚生労働省静岡労働局</td> <td>ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導</td> </tr> <tr> <td>イ 事業場の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">農林水産省関東農政局</td> <td>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること	ウ 管内防災関係機関との連携に関すること	エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること	オ 警察通信の確保及び統制に関すること	カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること	カ 非常通信協議会の運営に関すること	財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整	イ 関係職員の派遣	ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導	イ 事業場の被災状況の把握	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること	イ 応急用食料・物資の支援に関すること	ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること	エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること	オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること	カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>ウ 管内防災関係機関との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</td> </tr> <tr> <td>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総務省東海総合通信局</td> <td>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</td> </tr> <tr> <td>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</td> </tr> <tr> <td>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</td> </tr> <tr> <td>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 非常通信協議会の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務省東海財務局</td> <td>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</td> </tr> <tr> <td>イ 関係職員の派遣</td> </tr> <tr> <td>ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚生労働省静岡労働局</td> <td>ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導</td> </tr> <tr> <td>イ 事業場の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">農林水産省関東農政局</td> <td>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</td> </tr> <tr> <td>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること	ウ 管内防災関係機関との連携に関すること	エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること	オ 警察通信の確保及び統制に関すること	カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること	カ 非常通信協議会の運営に関すること	財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整	イ 関係職員の派遣	ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導	イ 事業場の被災状況の把握	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること	イ 応急用食料・物資の支援に関すること	ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること	エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること	オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																																																			
警察庁関東管区警察局	ア 管内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること																																																																			
	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること																																																																			
	ウ 管内防災関係機関との連携に関すること																																																																			
	エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること																																																																			
	オ 警察通信の確保及び統制に関すること																																																																			
	カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること																																																																			
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理																																																																			
	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理																																																																			
	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査																																																																			
	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与																																																																			
	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること																																																																			
	カ 非常通信協議会の運営に関すること																																																																			
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整																																																																			
	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること																																																																			
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整																																																																			
	イ 関係職員の派遣																																																																			
	ウ 関係機関との連絡調整																																																																			
厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導																																																																			
	イ 事業場の被災状況の把握																																																																			
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること																																																																			
	イ 応急用食料・物資の支援に関すること																																																																			
	ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること																																																																			
	エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること																																																																			
	オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること																																																																			
	カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること																																																																			
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																																																			
警察庁関東管区警察局	ア 管内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること																																																																			
	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること																																																																			
	ウ 管内防災関係機関との連携に関すること																																																																			
	エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること																																																																			
	オ 警察通信の確保及び統制に関すること																																																																			
	カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること																																																																			
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理																																																																			
	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理																																																																			
	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査																																																																			
	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与																																																																			
	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること																																																																			
	カ 非常通信協議会の運営に関すること																																																																			
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整																																																																			
	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること																																																																			
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整																																																																			
	イ 関係職員の派遣																																																																			
	ウ 関係機関との連絡調整																																																																			
厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導																																																																			
	イ 事業場の被災状況の把握																																																																			
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること																																																																			
	イ 応急用食料・物資の支援に関すること																																																																			
	ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること																																																																			
	エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること																																																																			
	オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること																																																																			
	カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること																																																																			
津波 -2																																																																				

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考		
	キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること			
	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	
	経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）	
	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	
	経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
	年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>(オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	
国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考
	<p>に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	<p>に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	
海上保安庁第三管区海上 保安本部	<p>ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置</p>	<p>ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置</p>	
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 (削除)</p>	<p>関係機関からの意見を反映</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考
津波 -4	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		日本赤十字社救護規則等に基づく修正。 指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	
	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関する事 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関する事 エ 利用者の避難誘導に関する事	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関する事 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関する事 エ 利用者の避難誘導に関する事	
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産及び遺体措置に関する事 イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、 こころのケア 及び遺体措置に関する事 イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
	日本放送協会	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	日本放送協会	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	
	中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関する事 イ 災害応急対策に関する事	中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関する事 イ 災害応急対策に関する事	
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	
	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	
	(新設)	(新設)	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考
津波 -6	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号) 指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号) 指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	
	電源開発株式会社	ア 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	
	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 津波に関する情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 津波に関する情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	
	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関		
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案 (公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施 (一般社団法人静岡県歯科医師会)	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案 (公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施 (一般社団法人静岡県歯科医師会)	
	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置	

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考
	<p>一般社団法人静岡県LPガス協会</p> <p>ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p>	<p>一般社団法人静岡県LPガス協会</p> <p>ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p>	誤字修正
	<p>静岡県道路公社</p> <p>ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧</p>	<p>静岡県道路公社</p> <p>ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧</p>	
	<p>静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報</p>	<p>静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報</p>	
	<p>静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社</p> <p>ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備</p>	<p>静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社</p> <p>ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備</p>	
	<p>一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会</p> <p>防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保</p>	<p>一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会</p> <p>防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保</p>	
	<p>社団法人静岡県警備業協会</p> <p>災害時の道路交差点での交通整理支援</p>	<p>社団法人静岡県警備業協会</p> <p>災害時の道路交差点での交通整理支援</p>	
	<p>土地改良区</p> <p>ア 災害予防 イ 応急・復旧 （ア）関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）所管施設の緊急点検 （ウ）農業用水及び非常用水の確保</p>	<p>土地改良区</p> <p>ア 災害予防 イ 応急・復旧 （ア）関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）所管施設の緊急点検 （ウ）農業用水及び非常用水の確保</p>	
	<p>公益社団法人静岡県栄養士会</p> <p>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</p>	<p>公益社団法人静岡県栄養士会</p> <p>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</p>	
	<p>一般社団法人静岡県建設業協会</p> <p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>	<p>一般社団法人静岡県建設業協会</p> <p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>	
	<p>富士山静岡空港株式会社</p> <p>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</p>	<p>富士山静岡空港株式会社</p> <p>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																								
津波 -24	<p>第2章 平常時対策 第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>○県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。</p> <p>○県及び市町は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策 ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備 <p>○県及び市町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。</p> <p>○県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせる対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 平常時対策 第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>○県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。</p> <p>○県及び市町は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策 ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備 <p>○県及び市町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。</p> <p>○県は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせる対策を充実・強化する。また、その際、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。</p> <p>○「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p>	<p>首都直下地震地方緊急対策実施計画の地域防災計画への位置付け</p>																																								
津波 -26	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な避難行動の周知徹底</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民への伝達手段の多重化・多様化</td> <td></td> <td>津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内	容	津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> ・市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 		適切な避難行動の周知徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 		県民への伝達手段の多重化・多様化		津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。				<p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な避難行動の周知徹底</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民への伝達手段の多重化・多様化</td> <td></td> <td>津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	内	容	津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> ・市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 		適切な避難行動の周知徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 		県民への伝達手段の多重化・多様化		津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、 視・聴覚的伝達方法 等の伝達手段の強化に努める。				<p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並</p>		<p>気象業務法施行規則及び予報警報標識規則の改正に伴う修正</p>
区	分	内	容																																								
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> ・市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 																																									
適切な避難行動の周知徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 																																									
県民への伝達手段の多重化・多様化		津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。																																									
		<p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並</p>																																									
区	分	内	容																																								
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> ・市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 <p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 																																									
適切な避難行動の周知徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 																																									
県民への伝達手段の多重化・多様化		津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、 視・聴覚的伝達方法 等の伝達手段の強化に努める。																																									
		<p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並</p>																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考	
津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	<p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>(2)市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3)市町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとする。</p> <p>(4)市町防災会議は、当該市町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 	津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	<p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>(2)市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3)市町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとする。</p> <p>(4)市町防災会議は、当該市町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 	
	津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項		<ul style="list-style-type: none"> 県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。 	津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考	
津波 -30	第3章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 3 防災関係機関 (1)指定地方行政機関	第3章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 3 防災関係機関 (1)指定地方行政機関		
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整
	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
	財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置	財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
	厚生労働省静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導	厚生労働省静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
	農林水産省関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること	農林水産省関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること
	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。)	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。)
	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考	
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
	経済産業省中部近畿産業保安監督部		<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>エ 他機関との協力</p> <p>オ 広報</p>	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設対策等</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>エ 他機関との協力</p> <p>オ 広報</p>	
国土交通省中部運輸局	<p>陸上輸送に関すること</p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>海上輸送に関すること</p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	国土交通省中部運輸局	<p>陸上輸送に関すること</p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>海上輸送に関すること</p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置</p>	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考	
		イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底		イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底		
	国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。	国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。		
	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。		
	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 カ 海上における災害に係る救助・救急活動 キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 カ 海上における災害に係る救助・救急活動 キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持		
	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 (削除)		関係機関からの意見を反映
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援		
津波 -32	(2) 指定公共機関		(3) 指定公共機関			
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置		
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う		
	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報		
日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライ	日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライ			

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
	<p>ライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p>	<p>ライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p>	
日本銀行	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報</p>	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報</p>	
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p>	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項</p>	日本赤十字社救護規則等に基づく修正
日本放送協会	<p>ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p>	<p>ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p>	
中日本高速道路株式会社	<p>ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>	<p>ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧</p>	<p>ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧</p>	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	<p>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>	<p>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>	
(新設)	(新設)	<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社</p> <p>LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送</p>	指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社	<p>緊急輸送車両の確保及び運行</p>	<p>緊急輸送車両の確保及び運行</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考	
	ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)	
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報		指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)
	電源開発株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報		指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)
	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 津波情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 津波情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施		
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力		指定公共機関の新規指定に伴う修正 (令和2年4月1日内閣府告示第28号)
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施		
津波-34	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関			
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置		
	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案 (公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施 (一般社団法人静岡県歯科医師会)	一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案 (公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施 (一般社団法人静岡県歯科医師会)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考	
	<p>都市ガス会社</p> <p>ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施</p>	<p>都市ガス会社</p> <p>ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施</p>	<p>誤字修正</p>	
	<p>一般社団法人静岡県 LP ガス協会</p> <p>ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力</p>	<p>一般社団法人静岡県 LP ガス協会</p> <p>ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力</p>		
	<p>静岡県道路公社</p> <p>ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>	<p>静岡県道路公社</p> <p>ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>		
	<p>静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施</p>	<p>静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社</p> <p>災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施</p>		
	<p>静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社</p> <p>あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送</p>	<p>静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社</p> <p>あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送</p>		
	<p>一般社団法人静岡県トラック協会</p> <p>協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行</p>	<p>一般社団法人静岡県トラック協会</p> <p>協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行</p>		
	<p>土地改良区</p> <p>ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力</p>	<p>土地改良区</p> <p>ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力</p>		
	<p>一般社団法人静岡県建設業協会</p> <p>道路施設等の被害調査、復旧に関する協力</p>	<p>一般社団法人静岡県建設業協会</p> <p>道路施設等の被害調査、復旧に関する協力</p>		
	<p>公益社団法人静岡県栄養士会</p> <p>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</p>	<p>公益社団法人静岡県栄養士会</p> <p>ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</p>		
	<p>富士山静岡空港株式会社</p> <p>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</p>	<p>富士山静岡空港株式会社</p> <p>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</p>		
	<p>第2節 情報活動</p> <p>情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>なお、詳細については、共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 情報活動</p> <p>情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>詳細については、共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。</p> <p>なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編 第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。</p> <p>(略)</p>		<p>南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について定める第4章を地震対策編に新設することに伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																				
津波 -40	<p>2 津波情報等の伝達系統図 (略)</p> <table border="1" data-bbox="172 283 1308 913"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波注意報標識</th> <th colspan="2">津波警報標識</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> </tr> <tr> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との斑打) </td> <td>(約10秒) (約2秒)</td> <td>津波警報標識</td> <td>(2点) </td> <td>(約5秒) (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報及び津波警報解除標識</td> <td>(1点2個と2点との斑打) </td> <td>(約10秒)(約1分) (約3秒)</td> <td>大津波警報標識</td> <td>(連点) </td> <td>(約3秒) (約2秒)(短声連点)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は標識を用いない。 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。</p>	津波注意報標識		津波警報標識		標識の種類	標 識		標識の種類	標 識		鐘 音	サイレン音	鐘 音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)	津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分) (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点)	<p>2 津波情報等の伝達系統図 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1347 283 2496 913"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波注意報標識</th> <th colspan="2">津波警報標識</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> </tr> <tr> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との斑打) </td> <td>(約10秒) (約2秒)</td> <td>津波警報標識</td> <td>(2点) </td> <td>(約5秒) (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報及び津波警報解除標識</td> <td>(1点2個と2点との斑打) </td> <td>(約10秒)(約1分) (約3秒)</td> <td>大津波警報標識</td> <td>(連点) </td> <td>(約3秒) (約2秒)(短声連点)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は標識を用いない。 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。</p>	津波注意報標識		津波警報標識		標識の種類	標 識		標識の種類	標 識		鐘 音	サイレン音	鐘 音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)	津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分) (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点)	表現の適正化
津波注意報標識		津波警報標識																																																					
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識																																																			
	鐘 音	サイレン音		鐘 音	サイレン音																																																		
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)																																																		
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分) (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点)																																																		
津波注意報標識		津波警報標識																																																					
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識																																																			
	鐘 音	サイレン音		鐘 音	サイレン音																																																		
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)																																																		
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分) (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点)																																																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
津波 -45	<p>第5節 避難活動 2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>基本方針</p> <p>(1) 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 避難所の運営に当たっては、県が作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」や各市町の「避難所運営マニュアル」等を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。</p>	<p>第5節 避難活動 2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>基本方針</p> <p>(1) 市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、各市町の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」(静岡県)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p>	<p>「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」の地域防災計画への位置付け</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考	
風水害 -4	5 風水害対策編 第1章 総則 第2節 予想される災害と地域 1 風水害		5 風水害対策編 第1章 総則 第2節 予想される災害と地域 1 風水害		
	流域名	流域の状況	流域名	流域の状況	
	狩野川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。 中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。 中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年、令和元年に発生している。 狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 	令和元年東日本台風による被害について追記	
	富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16、600m³/sと非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 	<ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16、600m³/sと非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 		
	巴川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。 中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。 		
	安倍川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。 河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。 河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。 		
	瀬戸川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市のベットタウンとして発展し、平野部を中心に都市化が進行しており、新東名高速道路の供用開始などにより、更なる発展が予想されている。 低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市のベットタウンとして発展し、平野部を中心に都市化が進行しており、新東名高速道路の供用開始などにより、更なる発展が予想されている。 低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。 	誤字修正	
	大井川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。 		
菊川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川で、その改修に合わせて河床維持対策として床止工が多く設置されている。 昭和57年に観測史上最大となる洪水が発生し、甚大な被害を被った。 中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川で、その改修に合わせて河床維持対策として床止工が多く設置されている。 昭和57年に観測史上最大となる洪水が発生し、甚大な被害を被った。 中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。 			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
		<p>太田川流域 (二級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広い ため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水 では87戸の家屋が全壊流出した。 下流部の河道掘削、太田川ダム完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗など により治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。 	<p>太田川流域 (二級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広い ため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水 では87戸の家屋が全壊流出した。 下流部の河道掘削、太田川ダム完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗など により治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。 	
		<p>天竜川流域 (一級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、 地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。 上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量に より溢水や低地の浸水のおそれがある。 	<p>天竜川流域 (一級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、 地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。 上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量に より溢水や低地の浸水のおそれがある。 	
		<p>都田川流域 (二級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都田川は浜名湖に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する 二級河川である。 昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。 支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜松市北区引佐町において 溢水による浸水被害が発生している。 	<p>都田川流域 (二級河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都田川は浜名湖に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する 二級河川である。 昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。 支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜松市北区引佐町において 溢水による浸水被害が発生している。 	
風水 害 -5		<p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が1,685箇所、地すべり防止区域が189箇所、急傾斜地崩壊危険区 域が1,265箇所及び土砂災害警戒区域が16,779箇所(いずれも平成30年度末)指定 されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4- 2-9参照)</p> <p>○土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所(資料編Ⅱ4-2-6~4-2- 8参照)でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p>	<p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が1,694箇所、地すべり防止区域が189箇所、急傾斜地崩壊危険区域 が1,277箇所及び土砂災害警戒区域が18,215箇所(いずれも令和元年度末)指定されて おり、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p> <p>(削除)</p>	<p>時点更新</p> <p>令和元年度に土砂災害警戒区 域の指定が完了したことから、 土砂災害危険箇所についての 記載を削除</p>
風水 害 -7		<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,861.9km、要整備延長は1,882.9kmである。(平成 30年4月1日現在)これに対し、県は、美しい“ふじのくに”インフラビジョンに基づき整備を 促進する。</p> <p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等 の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関 する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区 域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させる ため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,861.9km、要整備延長は1,882.9kmである。(平成 31年4月1日現在)これに対し、県は、美しい“ふじのくに”インフラビジョンに基づき整備を 促進する。</p> <p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等 の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関 する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区 域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させる ため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を 行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため 必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p>	<p>時点更新</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○事業者は、危険物等関係施設が 所在する地域の浸水想定区域及び 土砂災害警戒区域等の該当性並び に被害想定を確認を行うとともに、 確認の結果、風水害により危 険物等災害の拡大が想定される場 合は、防災のため必要な措置の検</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考								
風水害 -8	<p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施 (略)</p> <p>○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施 (略)</p> <p>○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><u>討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p>								
風水害 -9	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあつては清水港ほか4港(延長9.9km)、県営漁港にあつては焼津漁港ほか5港(延長6.1km)である。</p> <p>本県における県営港湾及び県営漁港海岸保全事業の事業費は(参考資料)表3のとおりである。</p> <p>港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあつては清水港ほか4港(延長9.9km)、県営漁港にあつては焼津漁港ほか5港(延長6.1km)である。</p> <p>本県における県営港湾及び県営漁港海岸保全事業の事業費は(参考資料)表3のとおりである。 港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</p> <p>また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。</p> <p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p><u>○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>○港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。</u></p> <p><u>○港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u></p>								
風水害 -10	<p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)危険箇所が18,581箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p>	<p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)が18,215箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p>	<p><u>○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</u></p>								
	<p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 	<p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 	<p>令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、「土砂災害危険箇所」から「土砂災害警</p>
区 分	内 容										
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 										
区 分	内 容										
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル4に相当)を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考	
風水 害 -11		<ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 市町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 市町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 	<p>戒区域」へと表現を変更</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>	
	土砂災害緊急情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 		
	6 土砂災害防止法の施行		6 土砂災害防止法の施行		
	区分	内 容	区分		内 容
	土砂災害警戒区域等の指定、公表	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。 	土砂災害警戒区域等の指定、公表		<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 	土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 		
市町防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下 	市町防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下 		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p> <p>⑤救助に関する事項</p> <p>⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 		<p>同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p> <p>⑤救助に関する事項</p> <p>⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 	
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 	
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。 	住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。 	
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。 	避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。 	
(新設)	(新設)	事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかわる計画の作成等の実施に努めるものとする。 	(防災基本計画抜粋) ○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考												
風水害 -12	<p>7 その他のソフト対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域等の周知</td> <td>・ 県は、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。</td> </tr> <tr> <td>「土砂災害に対する防災訓練」の実施</td> <td>・ 県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	土砂災害警戒区域等の周知	・ 県は、 土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。	「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・ 県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。	<p>7 その他のソフト対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域等の周知</td> <td>・ 県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。</td> </tr> <tr> <td>「土砂災害に対する防災訓練」の実施</td> <td>・ 県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	土砂災害警戒区域等の周知	・ 県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。	「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・ 県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。	<p><u>除物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする(再掲)。</u></p> <p>令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、土砂災害危険箇所についての記載を削除</p>
	区分	内容													
土砂災害警戒区域等の周知	・ 県は、 土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。														
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・ 県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。														
区分	内容														
土砂災害警戒区域等の周知	・ 県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。														
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・ 県と市町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。														
	<p>第8節 農地災害防除計画 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第8節 農地災害防除計画 (略)</p> <p>第9節 倒木被害防除計画 県、市町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。 また、県及び市町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。</p> <p>第10節 避難情報の事前準備計画 市町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。</p> <p>1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 (1) 市町は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年1月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。 具体的な避難勧告等の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。 (2) 市町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。 (3) 沿岸市町は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○都道府県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。 ○国〔林野庁〕は、災害の未然防止のため、地方公共団体、森林所有者、施設管理者等との間で締結された協定に基づき地方公共団体が行う送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を支援するものとする。</p> <p>避難に関する項目の整理 (防災基本計画抜粋) ○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等</p>												

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
		<p>(4) 県は、市町が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。</p> <p>2 住民への周知・意識啓発</p> <p>(1) 県及び市町は、避難勧告や避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、県及び市町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(2) 市町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(3) 県及び市町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークシヨップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークシヨップ実施を促すよう努める。</p> <p>第11節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>市町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p> <p>第12節 防災知識の普及計画</p> <p>原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難勧告等の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。</p> <p>加えて、県及び市町は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p>	<p>の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>○ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>本県で実施している施策の反映</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。 ・ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。 ・ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。 ・ 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。 	<p>避難に関する項目の整理 (防災基本計画抜粋)</p> <p>○浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p> <p>○土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p>○山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。</p> <p>○高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧

(参考資料)
(略)
表1

河川改修事業一覧 (単位：千円)

区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要	
	河川数	事業費	河川数	事業費		
直轄河川改修	6	3,852,883	6	5,172,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流	
補助河川改修事業	広域河川	8	2,649,150	7	1,169,700	沼川、太田川ほか
	地震・高潮	2	583,800	3	558,600	坂口谷川ほか
	流域治水	1	157,500	1	10,500	安間川
	流域貯留	1	6,300	1	6,300	巴川
	総合治水	1	2,379,300	1	2,396,100	巴川
	特構改築	19	596,550	22	338,100	弁財天川、橋山川ほか
	総流防	47	3,725,000	13	3,332,700	大井川ほか
	その他	7	105,000	1	92,400	情報基盤
	小計	86	10,202,600	49	7,904,400	
	計		14,055,483		13,076,400	

(関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)

表2

海岸保全施設整備事業一覧 (単位：千円)

区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要	
	海岸数	事業費	海岸数	事業費		
直轄海岸保全施設整備事業	2	3,074,108	2	3,207,000	駿河海岸、富士海岸	
補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	4	1,248,215	5	1,753,500	清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか
	侵食対策	2	231,000	2	243,600	竜洋海岸、浜松五島海岸
	老朽化	6	30,385	0	0	長寿橋化計画策定(相良五島海岸ほか)
	津波高潮	1	54,000	1	81,900	相良海岸
	小計	13	1,563,600	8	2,079,000	
県単独特定海岸保全施設整備事業	2	71,375	2	71,375	静岡海岸、清水海岸	
計		4,709,083		5,357,375		

(中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)

新

(参考資料)
(略)
表1

河川改修事業一覧 (単位：千円)

区分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘要	
	河川数	事業費	河川数	事業費		
直轄河川改修	6	8,313,448	6	6,930,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流	
補助河川改修事業	大規模	1	2,415,000	3	2,205,000	
	事業間連携	4	894,600	5	12,495,000	
	広域河川	8	1,997,257	9	1,521,450	沼川、太田川ほか
	地震・高潮	3	590,730	2	256,200	馬込川、初川
	流域治水	1	42,000	1	52,500	安間川
	流域貯留	1	6,300	1	52,500	巴川
	総合治水	1	3,674,475	1	1,480,500	巴川
	特構改築	16	280,927	28	415,800	弁財天川、橋山川ほか
	総流防	86	5,742,349	34	1,881,600	大井川ほか
	その他	5	96,075	2	147,000	情報基盤
小計	126	15,739,713	86	20,507,550		
計		24,053,161		27,437,550		

(関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)

表2

海岸保全施設整備事業一覧 (単位：千円)

区分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘要	
	海岸数	事業費	海岸数	事業費		
直轄海岸保全施設整備事業	2	4,692,829	2	4,090,000	駿河海岸、富士海岸	
補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	5	1,842,330	5	1,702,000	清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか
	侵食対策	2	428,850	1	222,000	竜洋海岸
	老朽化	0	0	1	200,000	相良海岸
	津波高潮	1	155,820	1	20,000	相良海岸
	小計	10	2,427,000	8	2,144,000	
海岸保全施設整備連携事業	0	0	1	60,000	浜松五島海岸	
計		9,546,829		8,438,000		

(中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)

備考

等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

時点更新

時点更新

風水害
-16

旧

表3 県営港湾及び県営漁港海岸保全事業 (単位：千円)

区分	平成30年度実績事業費		平成31年度計画事業費		摘 要
	港数	事業費	港数	事業費	
高潮対策事業	4	549,604	5	793,800	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、榛原港海岸、羽田港海岸
津波・高潮危機管理	2	51,500	3	188,000	清水港海岸、宇久須港海岸、相良港海岸
老朽化	1	88,096	1	141,000	沼津港海岸
小 計	7	689,200	9	1,122,800	
高潮対策事業	1	94,500	2	168,000	焼津漁港海岸、戸田漁港海岸
堤防等老朽化対策	2	83,649	1	54,749	静浦漁港海岸
津波・高潮危機管理	2	18,216	1	21,000	妻良漁港海岸
小 計	5	196,365	4	243,749	
計	12	885,565	13	1,366,549	

(県営港整備課、県営漁港整備課)

表4 道路災害防除事業 (単位：千円)

区分	平成30年度実績事業費	平成31年度計画事業費	摘 要
県管理道路	1,159,700	2,145,050	

(県道路保全課)

表5 砂防事業 (単位：千円)

区分	平成30年度実績事業費	平成31年度計画事業費	摘 要
直轄砂防事業	3,410,000	5,631,000	狩野川、安倍川、富士山
補助砂防事業	1,099,350	2,372,330	
災害関連緊急事業	512,953	362,000	
計	5,022,303	8,365,330	

(中部地方整備局、県砂防課)

新

表3 県営港湾及び県営漁港海岸保全事業 (単位：千円)

区分	令和元年度実績事業費		令和2年度計画事業費		摘 要
	港数	事業費	港数	事業費	
高潮対策事業	5	740,336	5	788,500	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、榛原港海岸
津波・高潮危機管理	3	272,304	3	157,500	清水港海岸、宇久須港海岸、相良港海岸
小 計	8	1,012,640	8	946,000	
高潮対策事業	2	404,000	3	485,000	焼津漁港海岸、戸田漁港海岸、静浦漁港海岸
堤防等老朽化対策	2	215,653	2	147,000	静浦漁港海岸、焼津漁港海岸
津波・高潮危機管理	2	26,386	1	19,247	妻良漁港海岸
小 計	6	646,039	6	651,247	
計	14	1,658,679	14	1,597,247	

(県営港整備課、県営漁港整備課)

表4 道路災害防除事業 (単位：千円)

区分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	摘 要
県管理道路	2,235,050	2,823,993	

(県道路保全課)

表5 砂防事業 (単位：千円)

区分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	摘 要
直轄砂防事業	7,961,700	5,416,000	狩野川、安倍川、富士山
補助砂防事業	2,102,400	1,888,300	
災害関連緊急事業	0	362,000	
計	10,064,100	7,666,300	

(中部地方整備局、県砂防課)

時点更新

時点更新

時点更新

備考

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧						新						備考		
風水害 -17	表6 地すべり対策事業 (単位：千円)													時点更新		
	区分		平成30年度実績事業費		平成31年度計画事業費		摘要		令和元年度実績事業費		令和2年度計画事業費		摘要			
			箇所数	事業費	箇所数	事業費					箇所数	事業費				
	直轄事業	地すべり対策事業	1	1,760,000	1	2,084,000	由比	直轄事業	地すべり対策事業	1	2,144,000	1	2,206,000		由比	
		災害関連緊急事業														
	国土交通省所管	地すべり対策事業	9	296,100	9	228,900		国土交通省所管	地すべり対策事業	10	425,040	9	393,230			
		災害関連緊急事業		1,280,000		1,280,000			災害関連緊急事業			1	1,280,000			
	農林水産省所管	地すべり対策事業	11	212,300	9	173,075		農林水産省所管	地すべり対策事業	11	255,080	7	172,000			
		災害関連緊急事業		0		23,000			災害関連緊急事業			1	23,000			
	林野庁所管	地すべり対策事業	4	174,675	5	280,000		林野庁所管	地すべり対策事業	5	214,700	3	213,000			
	災害関連緊急事業		0		65,000			災害関連緊急事業			1	65,000				
	計	25	3,723,075	24	4,133,975		計	27	3,038,820	23	4,352,230					
						(中部地方整備局、県砂防課)							(中部地方整備局、県砂防課)			
表7 急傾斜地崩壊対策事業 (単位：千円)													時点更新			
事業名		平成30年度実績		平成31年度計画		摘要		令和元年度実績		令和2年度計画		摘要				
		箇所数	事業費	箇所数	事業費					箇所数	事業費					
	急傾斜地崩壊対策事業	53	2,407,699	54	2,514,750		急傾斜地崩壊対策事業	56	2,589,830	56	2,594,300					
	災害関連緊急事業		0		173,000		災害関連緊急事業			1	173,000					
	計	53	2,407,699	54	2,687,750		計	56	2,589,830	57	2,767,300					
						(県砂防課)								(県砂防課)		
表8 治山事業 (単位：千円)														時点更新		
事業名		区分	平成29年度実績事業費		平成30年度計画事業費		備考		令和元年度実績事業費		令和2年度計画事業費				備考	
			事業費	事業費	事業費	事業費										
	治山事業	民有林	1,603,821	1,043,591		治山事業	民有林	1,998,640	1,505,000							
	■山道村地区整備交付金事業(治山)	民有林	844,388	711,375		■山道村地区整備交付金事業(治山)	民有林	897,282	1,242,360							
	緊急治山事業	民有林	63,681	504,000		緊急治山事業	民有林	608,043	501,000							
	現年災害治山施設復旧	民有林	95,533	888,000		現年災害治山施設復旧	民有林	375,892	888,000							
	国直轄治山事業	民有林	464,033	382,727		過年災害治山施設復旧	民有林	64,442	289,000							
	小計		3,071,456	3,529,693		国直轄治山事業	民有林	709,322	682,000							
	県単独治山事業	民有林	771,000	747,000		小計		4,653,621	5,107,360							
	小計		771,000	747,000		県単独治山事業	民有林	760,000	892,000							
	■南川等緊急対策事業費(治山)	民有林	878,000	778,000		現年単独災害農林水産復旧事業	民有林	39,700	50,000							
	小計		878,000	778,000		小計		799,700	942,000							
	計		4,720,456	5,054,693		災害等子防保全緊急対策事業費(治山)	民有林	778,000	382,000							
					(県森林保全課)	小計		778,000	382,000							
						計		6,231,321	6,431,360							
													(県森林保全課)			

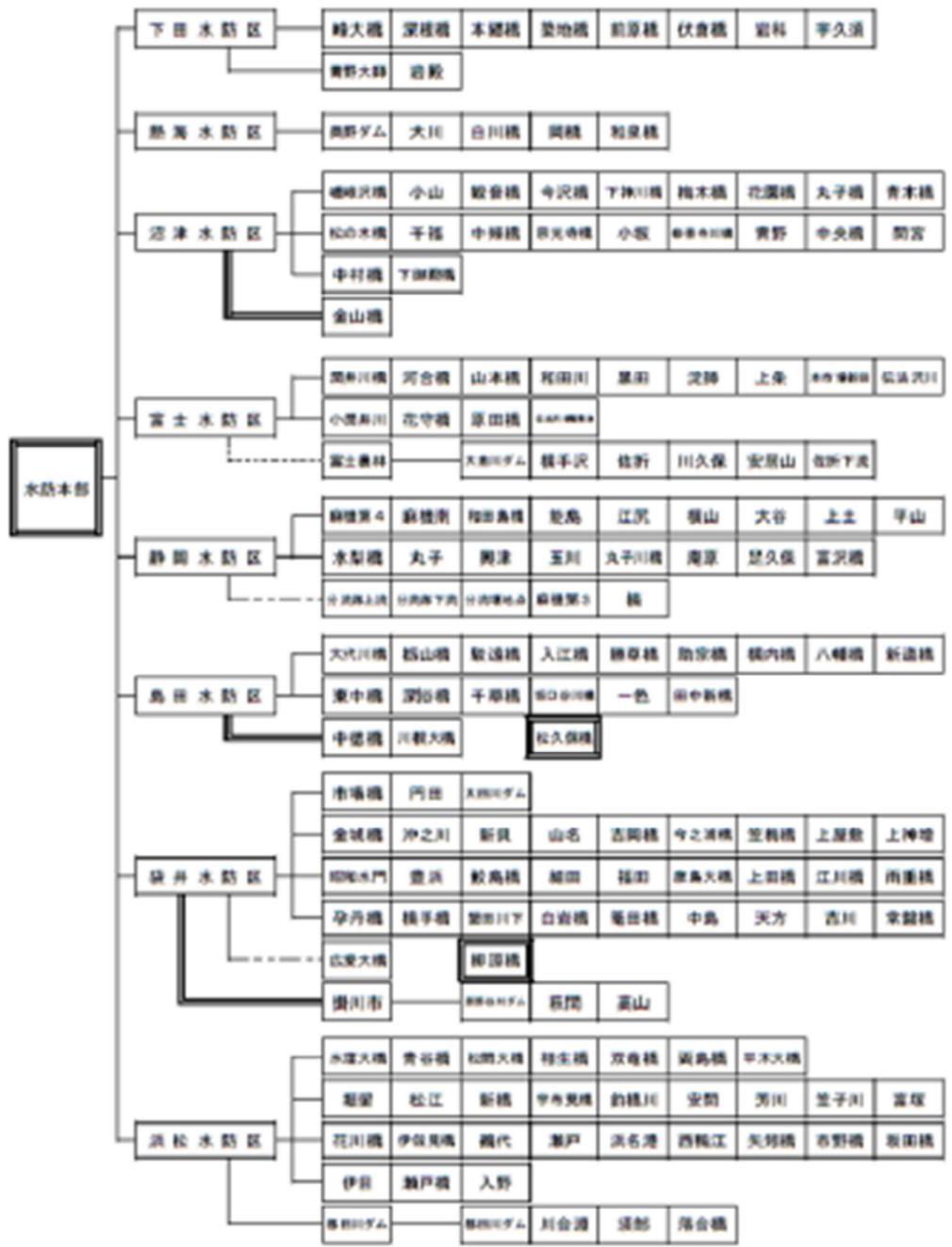
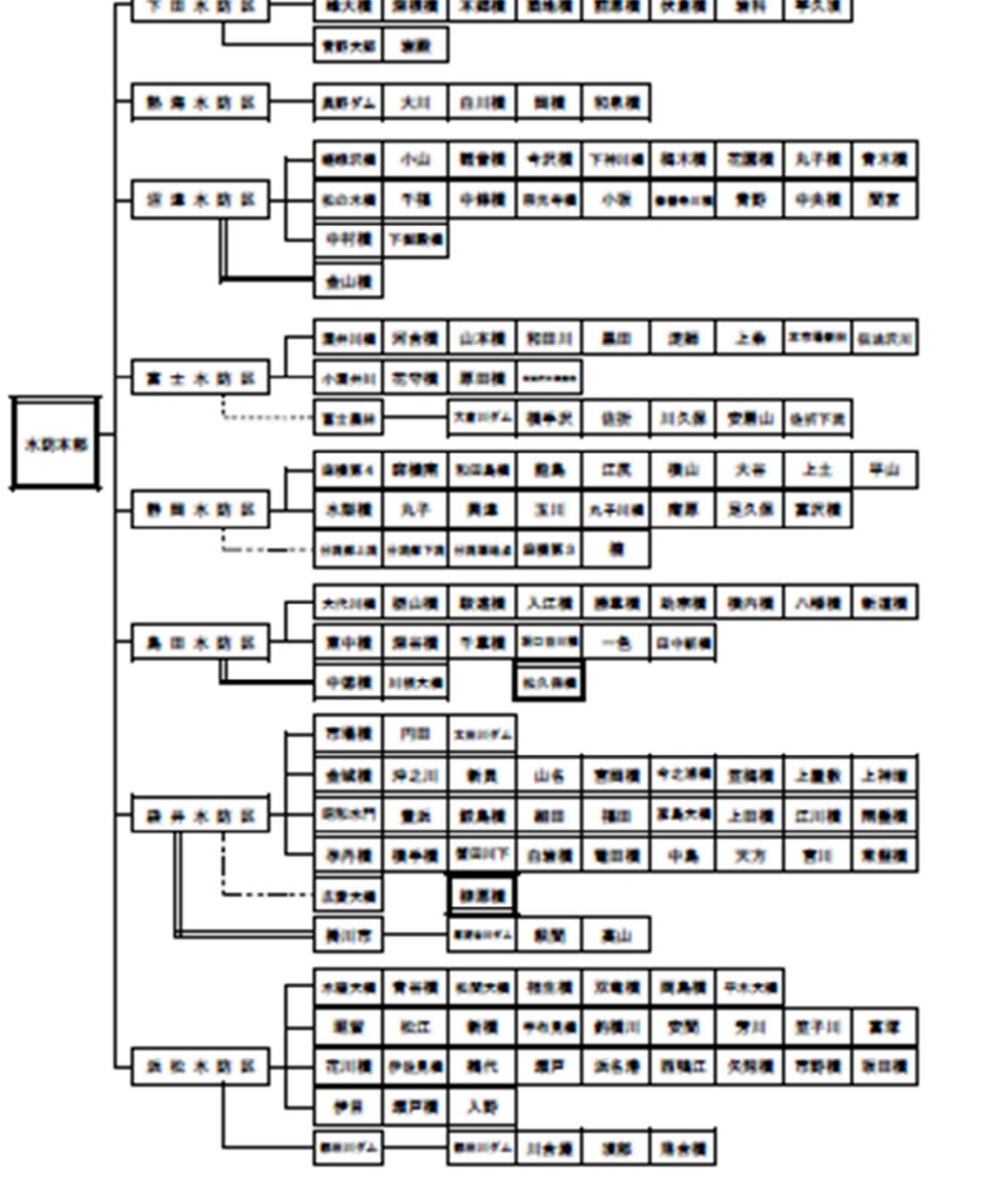
静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																																																																																																																						
風水害 -18	<p>表9 林道災害防除事業 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成27年度実績</th> <th colspan="2">平成28年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道改良</td> <td>40</td> <td>97,117</td> <td>39</td> <td>96,918</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県森林整備課)</p>	区分	平成27年度実績		平成28年度計画		摘要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	林道改良	40	97,117	39	96,918		<p>表9 林道災害復旧事業 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和元年度実績</th> <th colspan="2">令和2年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道改良</td> <td>31</td> <td>95,363</td> <td>30</td> <td>81,181</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県森林整備課)</p>	区分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	林道改良	31	95,363	30	81,181		<p>時点更新</p>																																																																																																						
	区分		平成27年度実績		平成28年度計画			摘要																																																																																																																																	
箇所数		事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																					
林道改良	40	97,117	39	96,918																																																																																																																																					
区分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘要																																																																																																																																				
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																					
林道改良	31	95,363	30	81,181																																																																																																																																					
風水害 -26	<p>表10 農地・農村防災対策事業計画及び実施状況一覧表 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成30年度実績</th> <th colspan="2">平成31年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>地区数</th> <th>事業費</th> <th>地区数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湛水防除</td> <td>1</td> <td>30,000</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池等整備</td> <td>45</td> <td>1,720,380</td> <td>44</td> <td>1,965,470</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営ため池等整備</td> <td>1</td> <td>7,000</td> <td>1</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>2</td> <td>175,000</td> <td>2</td> <td>146,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震対策</td> <td>5</td> <td>63,378</td> <td>9</td> <td>145,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村災害</td> <td>2</td> <td>223,748</td> <td>1</td> <td>70,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災対策</td> <td>17</td> <td>392,869</td> <td>5</td> <td>194,240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73</td> <td>2,612,375</td> <td>63</td> <td>2,630,710</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県農地保全課)</p>	区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要	地区数	事業費	地区数	事業費	湛水防除	1	30,000	1	100,000		ため池等整備	45	1,720,380	44	1,965,470		団体営ため池等整備	1	7,000	1	10,000		防災ダム	2	175,000	2	146,000		耐震対策	5	63,378	9	145,000		農村災害	2	223,748	1	70,000		震災対策	17	392,869	5	194,240		計	73	2,612,375	63	2,630,710		<p>表10 農地・農村防災対策事業計画及び実施状況一覧表 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和元年度実績</th> <th colspan="2">令和2年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>地区数</th> <th>事業費</th> <th>地区数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湛水防除</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池等整備</td> <td>44</td> <td>1,928,470</td> <td>36</td> <td>2,337,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>2</td> <td>165,000</td> <td>2</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震対策</td> <td>9</td> <td>145,000</td> <td>16</td> <td>323,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村災害</td> <td>1</td> <td>76,000</td> <td>2</td> <td>370,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災対策</td> <td>1</td> <td>88,840</td> <td>1</td> <td>313,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基盤整備促進</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>40,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営ため池等整備</td> <td>1</td> <td>10,000</td> <td>1</td> <td>54,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営震災対策</td> <td>6</td> <td>123,500</td> <td>19</td> <td>426,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営基盤整備促進</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>229,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65</td> <td>2,636,810</td> <td>86</td> <td>4,294,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県農地保全課)</p>	区分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘要	地区数	事業費	地区数	事業費	湛水防除	1	100,000	1	100,000		ため池等整備	44	1,928,470	36	2,337,700		防災ダム	2	165,000	2	100,000		耐震対策	9	145,000	16	323,800		農村災害	1	76,000	2	370,000		震災対策	1	88,840	1	313,000		基盤整備促進			1	40,000		団体営ため池等整備	1	10,000	1	54,800		団体営震災対策	6	123,500	19	426,000		団体営基盤整備促進			7	229,000		計	65	2,636,810	86	4,294,300		<p>時点更新</p>
	区分		平成30年度実績		平成31年度計画			摘要																																																																																																																																	
地区数		事業費	地区数	事業費																																																																																																																																					
湛水防除	1	30,000	1	100,000																																																																																																																																					
ため池等整備	45	1,720,380	44	1,965,470																																																																																																																																					
団体営ため池等整備	1	7,000	1	10,000																																																																																																																																					
防災ダム	2	175,000	2	146,000																																																																																																																																					
耐震対策	5	63,378	9	145,000																																																																																																																																					
農村災害	2	223,748	1	70,000																																																																																																																																					
震災対策	17	392,869	5	194,240																																																																																																																																					
計	73	2,612,375	63	2,630,710																																																																																																																																					
区分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘要																																																																																																																																				
	地区数	事業費	地区数	事業費																																																																																																																																					
湛水防除	1	100,000	1	100,000																																																																																																																																					
ため池等整備	44	1,928,470	36	2,337,700																																																																																																																																					
防災ダム	2	165,000	2	100,000																																																																																																																																					
耐震対策	9	145,000	16	323,800																																																																																																																																					
農村災害	1	76,000	2	370,000																																																																																																																																					
震災対策	1	88,840	1	313,000																																																																																																																																					
基盤整備促進			1	40,000																																																																																																																																					
団体営ため池等整備	1	10,000	1	54,800																																																																																																																																					
団体営震災対策	6	123,500	19	426,000																																																																																																																																					
団体営基盤整備促進			7	229,000																																																																																																																																					
計	65	2,636,810	86	4,294,300																																																																																																																																					
風水害 -27	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 水防に関する予警報 5 水位の観測及び雨量観測</p> <p>○ 水位については資料編Ⅱ (6-2) (6-3)、雨量については資料編Ⅱ (5-4-2) (5-4-3) により行うものとする。</p> <p>○ 各水防区長は、水位が資料編Ⅱ (6-3) に掲げる水防団待機水位 (通報水位)、氾濫注意水位 (警戒水位) に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。</p> <p>○ 県は雨量、水位、潮位等の情報等を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図り、リアルタイムで提供する情報共有ネットワークの構築に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>8 情報連絡体制 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 水防に関する予警報 5 水位の観測及び雨量観測</p> <p>○ 水位については資料編Ⅱ (6-2) (6-3)、雨量については資料編Ⅱ (5-4-1) により行うものとする。</p> <p>○ 各水防区長は、水位が資料編Ⅱ (6-3) に掲げる水防団待機水位 (通報水位)、氾濫注意水位 (警戒水位) に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。</p> <p>○ 県は雨量、水位、潮位等の情報等を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図り、リアルタイムで提供する情報共有ネットワークの構築に努める。</p> <p>8 ダムの操作及び連絡 ダムの管理者は、洪水時及び洪水の発生が予想される場合には、操作規則等に基づき、適切な操作を行い、下流域の警察や市町、その他関係機関に迅速に連絡を行うものとする。</p> <p>9 情報連絡体制 (略)</p>	<p>誤記修正</p> <p>近年の災害を踏まえたダムに係る連絡の明文化</p>																																																																																																																																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
(新設)		<p>10 道路の通行規制に関する情報</p> <p>○ 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p>

風水害 -28	旧	新	備考
	<p>第7節 情報連絡系統</p> <p>1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図</p> <p>(県土木防災課) H31.4.1</p> <p>(凡例) 無線 有線(LAN等) テレメータ 委託 その他(中継等)</p>	<p>第7節 情報連絡系統</p> <p>1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図</p> <p>(県土木防災課) R2.4.1</p> <p>(県土木防災課) R2.4.1</p> <p>時点更新</p> <p>(凡例) 無線 有線(LAN等) テレメータ 委託 その他(中継等)</p>	

風水害 -29	旧	新	備考
	<p>2 水位通報系統図 (県土木防災課) H31.4.1</p>  <p>(凡例) ——— 幹線 ——— NTT専用線 - - - - - 有線(LAN等) - - - - - 自営線 □ テレメータ □ 自記 □ その他(中継等)</p>	<p>2 水位通報系統図 (県土木防災課) 22.4.1</p>  <p>(凡例) ——— 幹線 ——— NTT専用線 - - - - - 有線(LAN等) - - - - - 自営線 □ テレメータ □ 自記 □ その他(中継等)</p>	<p>テレメータとその他(中継等)の枠線の太さを区別できるよう修正</p>
		-150-	